

令和 2 年

# 三重県議会定例会会議録

( 10 月 16 日 )  
( 第 25 号 )

第  
25  
号  
  
10  
月  
16  
日



令和 2 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 25 号

○令和 2 年 10 月 16 日（金曜日）

---

### 議事日程（第 25 号）

令和 2 年 10 月 16 日（金） 午前 10 時開議

第 1 県政に対する質問

〔代表質問〕

---

### 会議に付した事件

日程第 1 県政に対する質問

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1 番	川 口	円
2 番	喜 田	健 児
3 番	中 瀬	信 之
4 番	平 畑	武
5 番	石 垣	智 矢
6 番	小 林	貴 虎
7 番	山 本	佐知子
8 番	山 崎	博
9 番	中瀬古	初 美
10 番	廣	耕太郎
11 番	下 野	幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	館	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枅 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰
書 記 (議事課主査)	中 西 孝 朗

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
環境生活部廃棄物対策局長	安 井 晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	長 江 正
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	坂 三 雅 人

人事委員会委員  
人事委員会事務局長

戸 神 範 雄  
山 川 晴 久

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

中 井 宏 文

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（日沖正信） ただいまから、本日の会議を開きます。

## 代 表 質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。41番 三谷哲央議員。

〔41番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

○41番（三谷哲央） おはようございます。

新政みえを代表いたしまして、知事に質問させていただきたいと思っております。

今日は久々にスーツにネクタイ姿ということで、知事に敬意を表して、つけてまいりました。ひょっとすると、ないとは思いますが、本会議場で知事と相対するのはこれが最後の機会になるのではないかと、そういう思いもありまして、今日はこういう格好をしてまいりました。

質問に入る前に、一言、知事と警察本部長にお礼を申し上げたいんですが、木曾岬町民が非常に願っておりました木曾岬町でのヤード規制条例、これをつくっていただけるということで、決断していただいたということで、なかなかお礼を言う機会というのはありませんでしたし、今まであまり知事にお

礼を言った記憶もないんですが、このことに関しては心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、緊張感を持って質問させていただきたいと思います。

まず最初に、知事の政治姿勢についてお伺いしたいと思います。

9月26日、7年8か月続きました安倍内閣の後を受けて、菅新政権が誕生いたしました。10月26日には国会が招集されて、施政方針演説、各党による代表質問、また、その後の予算委員会などが予定されていると聞いております。そして、世間の関心、国民の関心は、解散総選挙がいつ行われるのかということでもあります。

菅政権発足当初は非常に支持率が高かったものですから、10月25日に、人気のあるうちに御祝儀相場でやっしまえというようなお話もありましたが、さすがにそれはなくなりまして、今は最短で12月6日、また12月20日、このような説が流れております。いずれにしても、ここ1年以内に、任期満了も含めて解散総選挙があるのは間違いのないことでもあります。

解散だ、衆議院の総選挙だという話が出てきますと、必ず出てまいりますのが、知事は一体どうするのかという話であります。もう知事がどうするのかというよりは、知事のXデーはいつやという話が非常に関心を集めております。言わば、世間では、知事が国政に転ずると、くら替えされるというのはもう既定路線と、このようにみなしておるとい話であります。しかし、私はこのような世間の一般的な論にはくみいたしません。

10月6日に来年度に向けての予算調製方針・経営方針の説明がございまして、令和3年度の本県の進むべき方向、考え方を知事は明らかにされております。さらに、知事肝煎りの、性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）、いわゆるLGBT条例の年度内制定を目指しておられますし、何よりも、本県はもとより、全国で、全世界で深刻な影響を及ぼしております新型コロナウイルス感染症がやや鈍化したとは言われるものの、いまだ収束へは道半ばの現状の中で、県民の命、健康、生活を守るために、年内制定を目途とします三重県感染症対策条例（仮称）をはじめと



する新型コロナウイルス感染症対策を、今まで以上に強化・推進する必要が求められていますし、これは県民の切なる願い、総意であります。

今、知事がなすべきことは、国政へ心を動かすことではなく、知事の椅子にしっかりと腰を落ち着けていただいて、LGBT条例など県民と約束されたことをしっかりと仕上げていくことであり、県民の期待、願いに応じて、三重県感染症対策条例（仮称）をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化を図ることであり、来年度予算で具体化するであろうその予算の執行を通じて成果を確実なものとし、県民の健康、命、生活を守ることだと、こう思っております。当然、責任感の強い知事のことですから、このようなお考えだとは思いますが、改めて知事の思い、お考えをお伺いしたいと思っております。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 解散総選挙に伴い、国政へ転出することなく、引き続きしっかりと責任を果たせという御質問であったかというふうに思います。

まさに今、私たちは新型コロナウイルス感染症という人類史に残る深刻な課題に直面しています。そのウイルスとの戦いがまだ続く中で、県民の皆様への命と健康はもちろん、雇用や暮らしもしっかりと守っていかねばなりません。

感染拡大防止と社会経済活動を両立させるという、言わば渋沢栄一の「論語と算盤」のように、相矛盾することをも両立させ、県民の皆様が安心して明るく暮らしていただける状況にしなければならないという局面を迎えています。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応のみならず、開会まで1年を切った三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備、防災・減災、国土強靱化など喫緊の課題も多々あります。

それらをはじめとした県政上の課題に集中して取り組むことが何より最優先であり、このような現状において、昨年4月の知事選挙で県民の皆様から与えていただいた任期を全うするべく、引き続き職責を果たしてまいる所存

であります。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 非常に分かりやすい御答弁でございまして、任期を全うするということですから、この本会議でのお約束ですので必ず実行していただきたいなど、こう思います。

どうでもいいようなことなんですけど、（実物を示す）昨日、こういうみえ地震・津波対策の日シンポジウムのチラシを配っていただきました。11月29日に開催の予定で、これの冒頭の開会挨拶が三重県知事、鈴木英敬と、こうなっておりますので、私も、これ、出席、できればさせていただいて、知事の御挨拶も間違いなしにお伺いさせていただきたいなど、こう思っておりますのでございます。

それでは、次に、9月定例会月会議に当たっての知事提案説明について、二、三、お伺いさせていただきたいと思えます。

まず、令和3年度三重県経営方針（案）にも出てまいります、県立大学設置の是非の検討に着手したいということでもあります。このことについて少しお伺いしたいと思います。

提案説明では、三重県では、若者の県外への転出超過が課題となっており、特に大学など高等教育機関への進学時に多くの若者が転出していることが明らかになっているとした上で、経済財政運営の基本方針2020においても、過度な一極集中の是正や、魅力的な地方大学の実現が打ち出されたので、感染症対策や三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けた役割を優先させるべき時期ではあるが、感染症の影響で人々の関心が地方に向き始めているこの機会に検討を進めていきたい、こういうふうに述べられています。

まさに、感染症対策や来年に迫った三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けた各種取組を最優先すべきこの時期にあえて検討に着手する、こういうふう書いております。

この時期に、あえて大急ぎで検討に着手する理由が分かりません。若者の県外への転出超過は社会減を含めて毎年3000人から4000人を数えており、本

県の社会減問題の最大の課題であります。その社会減対策の柱として、県立大学設置をお考えなら少し話が違うのではないかな、こう思います。少し話が違うというより筋が違うというか、教育の本質から外れているのではないかなと、そんな感じがいたします。

今さら改めて申し上げるまでもなく、大学は教育機関であります。学校教育法では、大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする、このように書かれております。

過度な一極集中の是正や若者の地方定着推進、地方創生推進の有効な手段などはまさに副次的な効果であって、大学の設置の目的にはなり得ない。提案説明では何一つ述べられておりませんが、何を目的として県立大学設置を検討するのか、まず、そのことを明らかにしていただきたいと思います。

二つ目は、その副次的効果についてであります。

果たして、大学設置が若者の地方定着の切り札になり得るか、大いなる疑問があります。まず、想像するに、県立大学をもし設置したとしても、その規模は多くて1学年100人か200人程度、1000人だとか1万人を誇るようなマンモス大学もありますが、そういうものではないということは明らかであります。であるならば、本県の社会減の大きさに比して、その効果は極めて限定的だと、こう言わざるを得ません。しかも、その卒業生も県外に就職するその可能性が大きいわけであります。

令和元年度の三重大学卒業生の就職を見てみますと、1400名近い卒業生のうち、県内で就職された方は僅か30%であります。他の方は、愛知県だとか静岡県、岐阜県、関東地方、近畿地方、こういう県外で就職されています。

このグローバルな時代に、大学で学んで成長し、それぞれの夢を実現しようとしている、そういう若者が全国に、世界に飛び立っていく、このことを止めることは至難の業、このように思います。

そして、三つ目は、もし県立大学を設置したとして、当然のことながら維持経費が生じます。本県に、その余裕があるのかという点であります。後で

触れさせていただきますが、発電事業の清算金58億円を一般会計に繰り入れ、三重とこわか国体・三重とこわか大会に使わざるを得ないような財政状況の中で、新たに県立大学を維持していく財政余力があるのか。少なくとも、県民の理解が得られるのか。この点はいかがなんでしょうか。もし、このことを含めて今から検討に着手、そうおっしゃるならば、検討するまでもないと思いますが、いかがでしょうか。

知事は、前から持ち出して申し訳ないんですが、選挙時の政策集2019の若者の県内定着・働き方の項で、高等教育機関の質的向上と量的拡大に向けて取組を展開する、このように書かれています。

そうであるならば、新たな県立大学の設置の検討以外にも、例えば、既に県内にある四日市大学など、こういうところを県がしっかりと支えて、充実強化を図るなどの選択肢もあってしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 4点ぐらい御質問いただいたうちの1点目の、そもそもの県立大学の設置の是非を検討するとした考えについて述べたいと思います。それ以外は、戦略企画部長から答弁させます。

県内高校を卒業して大学に進学する人数に対する、県内大学の入学定員数の割合、これを大学進学者収容力と呼びますが、本県のこの数値は39.6%と全国でも非常に低位な水準、言わば全国最下位レベルにとどまっています。

これは、言い換えれば、本県の高校を卒業し、県内大学への進学を志す者にとって、学びの選択肢がそもそも他県に比べて少ないということを意味しており、本県の教育施策上の課題の一つとなっています。

このことは、過去のアンケート調査からも読み取ることができ、平成27年度に県内高校生を対象に行ったアンケートでは、今の地域に住み続けたいかとの質問に、57.8%が県内に住み続けたいと回答した一方で、住み続けたいと答えた人以外の人に地元を離れる理由を尋ねたところ、最も多かった回答は、希望する進学先・就職先がないで、回答率は45.7%に及びました。

今、県立大学設置の是非について検討に着手するのは、このように県内の大学進学の可能性が限られている本県の実態を踏まえ、進学を志す若者の視点から、その夢の実現のために学びの選択肢の拡大が重要と考えるためです。

一方、若者の県内定着の促進も、地域の自立的かつ持続的な活性化の実現を目指す地方創生の側面から大変重要であり、さきの知事提案説明でも述べたように、高等教育機関への進学時に多くの若者が県外に転出している現状がある中、その対策が必要となっているところです。

地元進学者の地元への就職希望率は、地元外に進学した者よりも高いという調査結果があること、また、公立大学は県内入学率が国立大学等よりも総じて高い傾向にあることから、県立大学設置という学びの選択肢の拡大は若者の県内定着にも一定の効果が見込まれるところです。

折しも、本年7月に策定された経済財政運営の基本方針2020、いわゆる骨太の方針においても、過度な一極集中の是正や若者の地方定着推進のため、魅力的な地方大学の実現が打ち出されたところです。

今、新型コロナウイルス感染症対策や、三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けた各種取組を最優先にすべき時期であり、それらへの資源集中が大前提ということの上ではありますが、人々の関心が地方に向き始めているこの機会に、将来の成長の芽となる施策を中期的な視点から講じていく必要があると考えています。

何より、学びの選択肢が拡大するということは、より多くの若者が資質と能力を向上させ夢を実現するチャンスを得ることにつながります。より多くの若者に、生まれ育った三重の地で学び、成長し、夢を実現する機会を提供できるよう、ニーズや効果を把握しながら、県立大学設置の是非についてしっかりと検討を進めてまいります。

私たちがさることながら、一対一対談などで、松阪市、明和町、多気町、それぞれの市長、町長からも、こういう県立大学の設置の是非について検討し、教育施策上、あるいは若者の県内定着上、そういうことにおいて検討し

てほしいという声もありますので、ありきではありませんけれども、先ほど申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症対策や三重とこわか国体・三重とこわか大会などについてしっかり資源集中するという前提の上で、中期的な視点からは是非について検討したいということでもあります。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、県立大学設置の検討につきまして、若者の県外への転出超過対策の効果は限定的ではないかなどの御質問に、順次、回答させていただきます。

県立大学を新設した場合、転出超過の改善に向けて二つの側面から効果が現れると考えられます。

一つは、県外の学生数が増加することから来る効果です。

県立大学に県内から進学した人数分は転出の抑制になりますし、県外から進学してきた人数は転入の増加につながりますので、他の社会的要因に変化がないと仮定すれば、県立大学の在学生の人数分は、おおむね転出超過の改善に直結いたします。

仮に定員が1学年100名であれば4年後には約400名、1学年200名であれば4年後には約800名の転出超過の改善が見込まれます。これは、県全体の転出超過数の1割から2割に迫る数字でございます。1事業による社会減対策の効果としては大きなものと捉えることができます。

もう一つの改善効果は、卒業後の県内就職率が増加することから来るものです。

本県の県内大学における卒業後の県内就職率は、学部によって大きな差があるんですが、概して言えば、地元からの進学者ほど地元への就職率が高いという傾向があります。例えば、本県と就職支援協定を締結している県外大学からのUターン就職率は協定締結前より増加していますが、それでも約3割であるのに対しまして、令和2年3月に県内の高等教育機関を卒業した学生の県内就職率は48.2%ということになっておりまして、県内に進学したほうが、より多くの県内就職につながっているという実態がございます。

したがって、県立大学を新設した場合、設置する学部にもよるんですが、就職時における県内定着が増加し、転出超過の改善につながるという効果を一定、見込むことができます。

それから、既存の高等教育機関の充実・強化を図ってはどうかというお話がありましたけれども、それは、これまでも高等教育コンソーシアムみえと連携しまして、単位互換制度の創設・拡充などの取組を進めてまいりました。こうした取組、今後も重要であると考えていますけれども、それだけで学びの選択肢の拡大を実現するには限界もありますので、県立大学の設置という手法の是非を検討することとしたところです。

それから、県立大学の設置に係る財政的な余力があるのかどうかという点ですけれども、県立大学を新設するには、確かに建設や運営に一定のコストがかかりますが、これらのコストは、大学の規模、設置する学部、教員等の人員体制によっても大きく異なってくることとなります。

本県の財政については、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、今後も厳しい状況が続くと見込まれますので、県立大学設置の構想について、中期的な観点から、これらのコストや財政面への影響も含めて、その是非を総合的な観点から検討してまいります。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

**〇41番（三谷哲央）** 私がお伺いしたことの一番大事なことに、全く答弁がありません。

そもそも、何のための大学か、という大学の設置の目的ですね。こういう分野の研究をさらに深めたいとか、こういう分野の人材を育てていきたいとか、ということが大学の設置の目的でなければいけないのに、その部分が全く語られることなく、副次的効果と私は申し上げましたが、若者の地域定着、こういうことが主たる目的、そういうお話になっておりますが、そもそも大学を設置する目的、若者の地域定着のためにやるんですか。おっしゃったとおり、100人ならば4年間で400人、200人なら800人、それは分かります。分かりますけれども、そんなものが大学設置の目的となり得ないじゃないです

か。一番肝腎の何のために大学をつくるのか、改めて御答弁をお願いしたいと思います。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） 大学設置の目的ですけれども、知事答弁でも申し上げましたように、一番の目的は、県内で学んでいる高校生の、大学進学の際の学びの選択肢を拡大することにあります。

教育の個人的意義から申し上げますと、個人の自己実現、将来の豊かな未来を保障するために教育というものはあるということがありますので、その選択肢を拡大するというのが一番の目的でございます。そのことに関して是非を検討した上で、どういう教育を、どういう分野の、どういう学部を設置するのかということはその後に検討することではないかというふうに考えております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 全く順序が逆だと思います。学びの選択肢の拡大、これ、大事だと思いますが、じゃ、学びの選択肢さえ拡大できればどんな大学でもいいのかという話になってきます。後づけの話はよくない。こればかりやっていると、あと、大分詰まっていますので、できませんので今日はこれぐらいにさせていただきますが、知事も任期いっぱい務めていただけるということですので、また、議論させていただく機会が出てまいると思いますので、そのときには一つよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、先般の議案質疑でも議論になりました、企業庁電気事業会計から58億円を一般会計に繰り入れ、来年に迫っております三重とこわか国体・とこわか大会の費用に使うということについてお伺いしたいと思います。

提案説明では、新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢の落ち込みが大きく、来年度の県税収入の減が懸念されるので、様々な施策が必要な中、県民の皆様にコロナ禍に打ちかつ勇氣と希望を与えてくれる三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けて、企業庁電気事業会計の資本金の額の減少により生じる資金を両大会の開催費用に活用したい、このように述



べております。

要は、新型コロナウイルス感染症で経済が落ち込み県税収入が減少する、しかし、コロナ禍に打ちかつ勇氣と希望を与えてくれる三重とこわか国体・三重とこわか大会なので開催費用に58億円を使いたい、このようなお話になっています。

もし、このとおりだとすれば、裏返して言いますと、もし新型コロナウイルス感染症がなければ経済の落ち込みもなく、当然、県税収入の減少も少なく、コロナ禍に打ちかつ必要もありませんから、三重とこわか国体・三重とこわか大会に58億円を使う理由にはならないということになります。

今さらの感ではありますけれども、いま一度、国体基金の積立て状況、(パネルを示す) これを見ていきたいと思います。これ、出ておりますとおり、平成25年度で2億円、ここから始まって、26年度は2億円、27年度は8億円と頑張ったんですが、もう大体この辺りで息切れしたというか、もう積み立てる意欲がどんどん減少してまいりまして、5000万円ぐらい積み立てているという年も出てまいります。平成30年度で13億5000万円、このお金が積み立てられました。たしかこの年に、国体に使いたいという旨のお話があったと私は記憶しております。

そして、令和2年度末で18億6000万円、既に新聞等で指摘されておりますが、117億円と言われる国体関係費用のうち県の積立金は18億6000万円。新型コロナウイルス感染症があろうとなかろうと、電気事業会計の減資分は三重とこわか国体・三重とこわか大会費用に充当するという予定であったと思います。

先ほど述べましたように、県立大学と同じような論法なんですけど、何でも新型コロナウイルス感染症とさえつけば正当化できるということではないと思いますので、改めてお考えをお伺いしたいと思います。

また、これまで計上されました予算額が令和2年度で約30.3億円、そして、積立金18億6000万円と減資分58億円と合わせて77億円弱、まだ足りないと思いますが、これはもう来年度当初予算で賄われるというお考えなのか、この

点も併せてお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 水力発電事業譲渡差額金の国体開催経費への活用方針について、知事提案説明での説明に食い違いがないかということで、少し答弁させていただきます。経費のことについては、後に担当局長から答弁させます。

平成30年11月21日の知事提案説明において、三重とこわか国体・三重とこわか大会、さらに競技力向上対策の財源を確保するため、企業庁が中部電力株式会社に水力発電事業を譲渡したことにより生じた差額金を活用し、両大会の成功に向けて万全の準備に取り組む旨の説明をさせていただきました。

また、本年9月17日の知事提案説明においては、地方公営企業法の規定に基づき、令和元年度三重県電気事業会計の資本金の額の減資を行おうとする議案を提出するに当たり、知事提案説明の中で、改めて減資における県を取り巻く社会情勢を踏まえ、コロナ禍を克服し、三重の新たな日常の創造と未来への進化に向けた様々な施策が必要な中、県民の皆さんにコロナ禍に打ちかつ勇氣と希望を与えてくれる絶好の機会である三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けて、企業庁電気事業会計の資本金の額の減少により生ずる資金を、両大会の開催経費等に活用したいと考えている旨の説明をさせていただきましたところであります。

新型コロナウイルス感染症の危機を乗り越え、両大会が開催できることを全国に示し、スポーツの力強さ、すばらしさを三重の地から発信していかなければなりません。その意味で、いずれの説明におきましても、県民の皆様とオール三重で開催準備に取り組み、両大会の成功に向けて電気事業会計の資本金の額の減少により生じる資金の全額を、両大会の開催費用等に活用させていただきたいことをお願いしたものです。

つまり、9月17日の知事提案説明には、三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けての前に、新型コロナウイルス感染症でいろんな政策をやらぬといけぬ中、あるいは新型コロナウイルス感染症に打ちかつ勇氣と

希望を示す絶好の機会だということは述べているものの、両大会の成功に向けて、この資本金の額の減少で生じる資金を両大会の開催費用に活用したいと述べさせていただいたことの中身は、いずれも変わっていませんので、両方の説明に食い違いはないというふうに考えています。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、私から水力発電事業差額金を活用してもなお必要となります、令和3年度の国体開催費用にしてどのように対応するのかということについて、お答えさせていただきます。

まず、国体運営基金につきましてでございますけれども、開催年であります令和3年度の経費に備えまして、平成25年度から積立てを行ってまいりました。

その間の県民生活への影響を最小限に抑えるためのやむを得ない措置といたしまして、県債管理基金への積立金の計上、これを見送らざるを得ない状況の中でも、ほかの行政サービスに影響を与えない範囲で最大限の努力を図りながら、毎年度積立てを行ってきたところでございます。

現在の基金ですけど、先ほど三谷議員からのお話もございましたように、令和2年度当初予算で計上いたしました2億円を含めまして、18億6000万円となっております。

令和3年度の開催に必要な経費の財源確保に向けてでございますけれども、まず、歳入面では、企業庁電気会計の資本金の額の減少により生じる資金を両大会の開催費用等に活用させていただければ、あと、国費の活用に加えまして、寄附・協賛金の獲得等にも努めさせていただきたいと考えております。

また、歳出面でございますけれども、先催県の取組にとらわれることなく、簡素・効率化の観点から、本県独自の取組、これをゼロベースで検討いたしますことにより、開催経費の精査を進めるなど、歳入歳出両面から財源確保に努力しているところでございます。その上で、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に万全を期すための必要な経費につきましては、令和3年度当初予算におきまして的確に対応してまいりたいと考えております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） また後でも申し上げますけれども、今回のいろいろ提案説明だとか、いろんな一連の県の御説明、非常に日本語としては分かりにくくなっておりまして、今、知事は前とは全く中身は変わらないんだとおっしゃいますが、私の日本語の読解力からいきますと明らかに違っていると、こう思いますので、それも、もう少しまた時間をかけて次の機会にやらせていただきたいと思います。あまり時間がないので、すみません。

次、みえモデルについてお伺いしたいと思います。

5月29日に発表されましたみえモデル、議会への説明は少し遅かったと思いますが、これからの三重県を考える上で非常に大事なものだ、こう思っておりますので、改めてお伺いしたいと思います。

まず、みえモデルの性格づけなんですけど、みえモデルのはじめの項で、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画は、スタート直後から新型コロナウイルスという大いなる試練に見舞われたが、その対策が新たなフェーズに入った今、めざす姿である、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現に向け、再び加速のギアを上げなければならない。このみえモデルは、その反攻のための道筋を描く戦略の役割をも果たすものであると、書かれています。

みえモデルとは、という項もありまして、これからも続く新型コロナウイルス感染症の脅威の中で、社会経済活動への影響を最小限にした上で、どのように県民の命と健康を守り抜くのか。そして感染症がもたらした価値観やライフスタイルの変化をふまえながら、どのように傷ついた暮らしと経済の再生・活性化を図っていくのか。みえモデルとはそのための道筋を明らかにするものである、このように書かれています。

また、3月の緊急経済対策、4月の緊急総合対策に引き続いて必要となる緊急的な対策に加え、将来にわたり三重の明るい未来へと導くため、経済の再活性化から本格的な経済活動の展開に至るまでの道筋を明らかにする、こういうふうにも書かれています。つまり、みえモデルは、みえ県民力ビジョ

ン・第三次行動計画が目指す三重をつくり上げていく上での戦略であり道筋だ、こういうことだと思います。

そして、第1ステージ、感染症拡大阻止と経済の危機回避ステージから第3ステージ、新たな日常の創造と未来への進化ステージまで段階的に展開する、こういうことになっております。

そこで、まず改めてお伺いいたしますが、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画とみえモデルの関係です。

私は、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画は、県民力ビジョンを実現していくための実施計画、つまり道筋だと考えております。であるならば、新型コロナウイルス感染症による様々な社会の変化があるとはいえ、現段階ではみえ県民力ビジョン・第三次行動計画を見直す必要はないと、このようにおっしゃっておるわけですから、それならば、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画を着実に進めていけばいい話でありまして、みえモデルという新たな戦略、道筋をつくる必要はなかったのではないかと、そのことをまずお伺いしたいと思います。

次に、みえモデル作成のプロセスについてもお伺いさせていただきます。

コロナ禍で社会が混乱し、県でも3月、4月に緊急対策が出されまして、また緊急事態宣言が発出されるなど、先が見えない不安感が広がってきている5月にみえモデルが発表された。このこと自体は、タイミングとしては時宜を得たものだと思います。議会の議決事項でもありませんので、その作成プロセスが説明がなかったんだと、こう思っておりますが、他県の例を挙げて少し考えてみますと、他県の例を挙げて恐縮ですが、他の県でもみえモデルと同様のものが幾つかあります。

例えば、お隣の滋賀県、「新型コロナウイルス感染症対策にかかる振り返りと今後の方向性」と題する冊子、これを9月に発表されております。滋賀県は、これを作成するに当たって骨子案を6月22日に策定・公表して、県民や市町、関係団体から意見を募集して、その結果、1200件を超える意見が寄せられたと、このようになっております。そして、それらをきちっと整理し

て、項目ごとに寄せられた御意見、現在の県の対応、今後の方向性、こうしてまとめて非常に分かりやすく構成されております。

大分県は、4月下旬から6月末にかけて500社企業訪問調査を行って、その分析をベースに、民間企業と行政等関係者が一丸となって、大分県の未来を共に作り上げていくための基本的な方向性を示す大分県社会経済再活性化戦略、これを8月に策定しています。

沖縄県は、安全安心の島・沖縄モデルを策定しておりまして、中身を見ますと、ちょうど私どもの成果レポートのように、項目ごとにこれまでの取組、課題、今後の取組と、実に分かりやすくまとめられております。

また、沖縄県は出口戦略の策定に当たっては、5月につくった経済対策基本方針の改定案の方向性を9月に発表されまして、県内経済団体からの御意見を踏まえて、もう既に改定作業に着手している、このように聞いております。

さらに宮崎県では、5月に作成された新型コロナウイルス感染症対策対応方針～「新しい生活様式」の確立と宮崎の地域経済の再始動に向けて～の最終章、今後の展望の結びに、コロナ収束後の本県のあり方については、今後、民間有識者等との意見交換を通じて議論を深めていきたい、このようにされております。

それぞれの県の感染状況や経済構造に違いがありますのは、これは重々承知しておりますが、総じて言えば、政策プロセスの透明性と丁寧さが感じられます。また、県民の皆様方にその内容を分かりやすく伝えよう、そういう努力もかいま見られるところであります。

そこでお伺いしますが、みえモデルは、どのような策定プロセスを経てつくられたんでしょうか。また、県民から見たときに、私は非常に分かりにくい仕上がりになっていると思いますが、いかがですか。

あわせて、5月に策定されてもう既に10月半ば、5か月近くが経過してきております。いよいよこれから第3ステージを仕上げていく、そういう時期が近づいてきていると思いますが、いま一度、各方面のお声を聞いて、改訂

なり見直していくお考えがあるのかどうか、この点も併せてお伺いしたいと思います。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、2点御質問いただきましたので、順次、御答弁させていただきます。

まず、みえモデルの策定はそもそも必要なかったのではないかという点ですが、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画は、三重県らしい多様で包容力ある持続可能な社会の実現に向けまして58の施策ごとに、県民の皆さんと目指す姿、数値目標などを示した4年間の中期計画です。

この行動計画では、取組内容を取組方向レベルの記述にとどめておりまして、個別具体的な事業は、年度ごとの三重県経営方針等でお示しする形をとっています。つまり、行動計画自体には、取組ベースの具体的な内容を詳細には盛り込んでおりません。

また、現在コロナ禍において、第三次行動計画を当面見直さないこととしていますが、これは、社会変化の全容がいまだ見通せないという中で、第三次行動計画が座標軸の役割を果たして、社会情勢が変化している状況であっても、目指す姿に照らして毎年度の経営方針や緊急対策等によって柔軟に県政運営を行うことができると考えているためです。

これは逆に言いますと、社会情勢が目まぐるしく変化している現在のような局面においては、経営方針や緊急対策による機動的な県政運営が非常に重要であるということになります。みえモデルは、こうした緊急対策として策定したものです。

みえモデルは、具体的な取組をパッケージとして取りまとめただけではなくて、新型コロナウイルス感染症による社会変容の分析を行った上で対策全体を貫く視点を据え、分野別、ステージ別の展開を打ち出すなど、総論部分を明確に提示した点に大きな特徴があります。

これにより、感染症収束と経済回復の両立を目指す第2ステージから、新たな日常の創造と未来への進化を目指す第3ステージに向かう、新型コロナ

ウイルス感染症対策の方針と具体的な取組を明らかにいたしました。

本年度当初に直面した新型コロナウイルス感染症という危機の局面において、よるべき方向性と具体的取組を示した第三次行動計画の再加速に大きな役割を果たしたみえモデルは、本県にとって不可欠なものであったというふうに考えています。

それから、策定プロセスについてですけれども、みえモデルを策定した5月は、14日に県内で緊急事態宣言が解除されて、感染症対策が新たなフェーズに入ろうとしているところでした。県内で感染症ゼロの日が継続しており、医療体制を拡充しながら、経済活動の再開に向けてかじを切る段階でありまして、スピード感を持って対策を講じる必要がございました。

このような中、県民の皆さんの命と暮らしを守るため、時宜を得た的確な対策を講じられるよう、様々な場面で関係者の方々や県民の皆さんの御意見を伺った上でみえモデルを策定いたしました。

5月26日には、商工関係団体、金融機関、労働関係団体と知事が第3回緊急経済会合を開催しまして、いただいた御意見を踏まえて、ニーズの高かった三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金の拡充や、消費の一層の喚起、融資制度の改善等について、対策に反映することとしました。

また、関係部局においては、3月の緊急経済対策以降、県内関係者へのヒアリングや調査によりまして、現場の声をお聞きしながらニーズを把握してまいりました。こうした声に応えるべく、それぞれの部局が立案した取組を、最終的に分野別、ステージ別に取りまとめたものがみえモデルです。

分かりやすさについて御質問がございました。

県民への分かりやすさという点については、県民の皆さんにとって最も重要な情報と考えられます具体的な対策について、対象となる主体を明示した上で、感染拡大の防止や雇用対策などの分野ごとに、また、感染症の状況に応じたステージごとに整理しまして、できるだけ分かりやすくお示しするよう努めたところでございます。

それから、みえモデルの改訂についてということですが、緊急対策



というのは、策定の時点で必要な取組のうち、新たに取り組むものや既存の取組を拡充したものをパッケージ化してお示しすることを基本としています。

したがって、みえモデルについても、5月下旬の時点における新規の取組、拡充の取組を取りまとめておりまして、3月の緊急経済対策や4月の緊急総合対策からそのまま継続している事業は含んでおりません。

現在、みえモデルの取組の進捗を申し上げますと、第2ステージでは約97%、第3ステージは約58%の取組に着手しておりまして、全体の着手率は85%となっております。

今後に関して新たな対策が必要となった場合、みえモデルの改訂という観点に立つのではなくて、やはりその時点で新たに打ち出す取組、拡充する取組を取りまとめまして、必要に応じ、新たな緊急総合対策の策定などにより対応するものと考えております。

なお、みえモデルの総論の部分、これに関しましては、直近の社会情勢にも十分に適合しているものと考えられますので、今の時点においては、令和3年度三重県経営方針（案）に引き継いでいくこととしています。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

**○41番（三谷哲央）** これから非常に大事になってくるのは、出口戦略ですよ。ね。第2ステージから第3ステージに移行してきて、第2ステージのほうは相当数もう仕上がっていると、第3ステージがこれから道半ばということで、まさにこれからが一番、経済の再活性化ということになれば大事なところで、この出口戦略をつくるに当たって、やはりいま一度もう少し深く議論する必要があるのではないかなと思います。その点の一つ。

それから、もう一つは、みえモデルという名前、銘打っているわけですから、この中に三重県ならではの部分が必ずあると思う、他県にはない。このあたりはどのあたりを指しているのか、それも併せて教えていただきたいと思います。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

**○戦略企画部長（福永和伸）** まず、今後の追加の対策というようなことです

けれども、今、国でも追加の対策が検討されておりますので、私ども、それも踏まえまして、今後の対策についてしっかりと検討を進めてまいりたいと、そういうふうを考えているところでございます。

それから、みえモデルの三重ならではの部分ということですが、みえモデルを策定した5月の時点では、各地で医療体制の拡充のための対策や経済対策などが打ち出されつつありましたけれども、本県のように、社会変化の分析を行った上で、全体を貫く視点を据えた総論を構築し、分野別・段階別に取り組む事例は、その当時、本県が把握している限りほかの県にはありませんでした。

そこで、この独自性に着目し、また、命と経済の両立を目指す新たなフェーズに踏み込むことへの気概を示す意味からも、この新しい緊急対策をみえモデルと銘打ちまして公表したものでございます。

三重ならではの部分については、このみえモデルには、例えば、全県を挙げた万全の対策を計画的かつ総合的に講じるための、全国に先駆けした本県独自の三重県感染症対策条例（仮称）の制定を盛り込んでおります。

それから、三重県感染症予防計画などについて、国の行動計画の改訂を待たず県独自で見直すこと、さらには、複数の宿泊施設の間で速やかに宿泊施設を確保する、感染症協力宿泊施設（仮称）の制度を導入することなどを盛り込んでいます。このような取組は、他県にはない三重ならではのものと捉えています。

さらに、みえモデルを貫く視点の一つには、これまで積み重ねてきた三重の強みの活用を設けています。この視点を踏まえまして、例えば、県がこれまでに構築してきた顧客・ネットワークをフルに活用した販路開拓支援、県内への誘客促進といった取組も盛り込んでおります。そういったことも、三重ならではのものと捉えることができると考えています。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） もう少し突っ込んで議論をさせていただきたいんですが、時間がなくなってまいりましたので、次の令和3年度三重県経営方針（案）、

これについてお伺いしたいと思います。

令和3年度の三重県経営に向けてということで、令和2年度を振り返ってという件があります。

本県では、新型コロナウイルス感染症から県民の皆さんの命と健康を守り抜き、傷ついた暮らしと経済の再生・活性化を図っていくための道筋として、“命”と“経済”の両立をめざすみえモデルを打ち出し、デジタルトランスフォーメーション、DXの推進、三重の強みの活用、一極集中のリスクの軽減と地方創生の推進、SDGsの推進の四つの視点から戦略的に取り組んでいます。

さらに、新型コロナの拡大に伴い、社会の分断や格差が改めて浮き彫りになり、多様性を踏まえた包容力のあるコミュニティー等の社会的なつながりや社会の持続可能性の重要性が明らかになりました、このように書かれています。

まず、四つの視点の一つが三重の強みの活用、これをうたわれておりますが、三重の強みには様々なものがあると思いますので、具体的に何をどう活用しようとしているのか、この点をまた教えていただきたいと思います。

さらに、新型コロナの拡大に伴い社会の分断や格差が改めて浮き彫りになったとあります。この社会の分断や格差は、そこに書かれておりますように、新型コロナウイルス感染症で新たに生まれたものではなく、既にあったものがコロナ禍で改めて大きな社会課題として浮かび上がってきたものだ、このように思います。であるならば、新型コロナウイルス感染症対策の一環で実施するというよりも、いま一度、社会構造の深層部にメスを入れて、その原因を明らかにして病根を取り去る、このことが必要だと思います。

令和3年度三重県経営方針（案）では、多様性を踏まえた包容力のあるコミュニティー等の社会の持続可能性の重要性が明らかになりましたと、回りでどく書かれておりますが、そもそも社会の分断や格差が生まれてきている原因は何だとお考えなのか。多様性を踏まえた包容力のあるコミュニティーの重要性を説かれる、これはもうこれで結構ですが、原因を取り除いていく、

これが政治の役割だと思いますが、いかがでしょうか。

まず、ここで伺います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 二つ御質問いただいたもののうち、このコロナ禍で改めて浮き彫りになった社会の分断や格差、その原因に対処するということについて答弁させていただきます。

社会における分断の問題として、今回、浮き彫りになったものなどについて少し述べますが、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者等への人権侵害や、感染の事実と関係なく、外国人や同和問題等、他の人権問題と関連させた誹謗中傷等が挙げられます。

また、コロナ禍での自由を制限された生活に伴うストレスや、経済面を含めた先行き不安等の要因により、DVや児童虐待、いじめ等の増加が危惧されているところです。

特に、災害等で社会が混乱している中では、このような人権課題を抱える方々はさらなる人権侵害を受けることが懸念され、時として命に関わる問題にも発展する可能性があります。

また、社会における格差の問題は様々な要因が考えられますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により浮き彫りになった事象として主なものを三つ挙げますと、まず、正規労働者と非正規労働者の所得格差があります。

非正規労働者は、労働者全体に占める割合が4割に迫る中、低賃金で不安定な環境に置かれており、不況の際には雇用調整の対象となるおそれがあります。コロナ禍で負の影響が低所得層に集中する傾向にあり、8月の完全失業率が3.0%を記録するなど、雇用情勢は厳しさを増し、従業員の解雇や雇い止めが今後増えることが懸念されます。

二つ目は、デジタル格差です。

コロナ危機により一気に進んでいるテレワークの利用は、低所得層、中小企業・小規模企業ではあまり進んでいない状況があり、所得階層間、企業規模間で大きな差を生じさせています。所得格差とデジタル格差が連動し、負

の連鎖を生むおそれがあります。

三つ目は、教育格差です。

子どもの貧困と学力の相関が課題となる中、臨時休業等による自宅での学習は、独り親世帯等の低所得層では、経済的理由からオンライン学習環境を整備できないなど、教育の機会確保に十分でない状況を生じさせる事態が危惧されます。

こうした社会の分断や格差への対応は、待ったなしの課題であることから、新型コロナ危機への緊急対策として、例えば、6次にわたる新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針等により、戦うべき相手はウイルスであり、人間ではないこと等を私から県民の皆さんに直接訴えかけたほか、新型コロナウイルス感染症に係るいじめや人権侵害等から児童・生徒を守るためのインターネットや、SNS上でのネットパトロールやネットみえ〜への取組、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業・小規模企業への資金繰り支援等を通じた事業活動の支援、臨時休業等の家庭での授業受講のための学習端末を有しない児童・生徒への、ノートパソコン等の貸出しなどに取り組んできたところです。

しかしながら、これらの課題は複雑かつ多岐にわたる構造的なものであることから、今後も息の長い対策を講じていく必要があります。

これらの課題の克服は、貧困をなくそう、質の高い教育をみんなに、働きがいも経済成長も、人や国の不平等をなくそうといったSDGsのゴールとも密接に関係するものと言えます。誰一人取り残さないというSDGsの視点を重視し、全ての県民の皆さんにとって、三重県らしい、多様で、包容力がある持続可能な社会を実現できるよう、様々な主体との協創により総合的な取組を進めてまいります。

三谷議員がおっしゃっていただいたように、コロナでの短期的な緊急的な対応と、構造的な問題にメスを入れてやる対応というのは、まさにそのとおりだと思います。

例えば、今のネットパトロールも、ネットみえ〜るとかもそうですけど、

もともといじめというものに対して対応するためにやっていたものを今回コロナに使う。あと、いわゆるコロナ補助金というものも、もともと経営向上計画を策定していただくために支援するそういうスキームを、さらに今回コロナの緊急対策に使ったということなので、まさに三谷議員がおっしゃるとおり、緊急対応はしっかりしつつも、構造的な問題のところをしっかり息長く対応していくことが極めて重要であるというふうに考えています。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、三重の強みは何か、どのように活用していくのかの点について答弁申し上げます。

三重の強みの活用は、“命”と“経済”の両立をめざすみえモデルを推進するための貫く視点として重視しているものです。

本県には、自動車製造業をはじめとする、ものづくり産業の分厚い集積や、農林水産資源を活用したフードイノベーション、三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づく事業承継等きめ細かな支援、観光の産業化など、先駆的な産業政策を進めてきた実績があります。

また、G7伊勢志摩サミットやお伊勢さん菓子博2017の開催等を通じまして、国内外に三重の魅力を発信し、三重の知名度を高めてきました。

このように、これまで積み上げてきた三重の強みを生かし、さらに発展、進化させ、逆境を克服するために、三重らしく三重ならではの政策を展開していくという視点が重要と考えています。

この三重の強みを活用した取組ですけれども、令和3年度三重県経営方針（案）では、第2章の「新型コロナウイルス感染症の克服」及び第3章の「注力する取組方向」において具体的な方向をお示ししております。

例えば、第2章の（3）地域経済の再生では、これまでに県が培ったネットワークのフル活用による県内事業者の販路開拓支援、県内への誘客促進、コアなファンの獲得を目的とした取組を進めていきます。

さらに、第3章の（4）「三重の希望」「挑戦」を大切にする三重では、G7伊勢志摩サミットのレガシーを最大限活用した第9回太平洋・島サミッ

トの開催、本県としての独自性を持つワーケーションの取組の水平展開、地域資源を生かしたさらなる体験コンテンツの磨き上げなど、観光のニューノーマルへの対応、フードイノベーションネットワークを生かした県内農林水産事業者と消費者・実需者との新しい交流の場づくりなどに取り組んでまいります。

今後とも、最終案に向け、引き続き三重の強みを生かした取組について検討してまいります。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

**〇41番（三谷哲央）** あまり時間がありませんが、令和3年度の取組方向、このことについて少しお伺いしたいと思います。

令和3年度は、新型コロナの拡大による社会変容がもたらした「新たな日常」を見据え、「『DX』×『SDGs』でスマートな三重へ」を合言葉に、「ビルドバック・ベター（新型コロナウイルス感染症前より良い社会へ）」の観点から県政を展開していく、これを聞いて理解する方が何人いるかということです。今日は代表質問ですから手話通訳も入っておりますが、こんなもの手話通訳で訳せないですね。もう少し分かりやすく、普通の人が聞いて普通に理解ができるような言葉でなぜ書けないのかということ、まずお伺いしたいと思います。

それから、こうした前提の中で注力する取組として、第三次行動計画の再加速に向けて、四つ挙げておられるんです。これ、全員協議会のときにも少しお話がありましたが、順番が微妙に変わったり、なくなったりして、知事の政策集2019のときと令和2年度三重県経営方針と、それから、この令和3年度三重県経営方針（案）、命を守るというのがそれまでは一番だったやつが今回は下がっている、国体が一番に入っているとか、それから、知事の政策集2019ですと、不祥事の根絶、こういうものが入っていたんですが、これがいつの間にか消えてしまっている。

こういうものが、順番が微妙に変わったり、なくなったりするというのは大した話ではないかも分かりませんが、僕は政策を遂行する上ではかなり大

きな意味を持っているのではないかと、こう思っております、こういうところも御説明いただきたい、このように思っております。

それから、もう一つ、みえモデルについては先ほどお伺いしましたが、注力する四つの取組の中で、「命」「安全・安心」を大切にす三重、人生100年時代で、全ての団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えて、全国トップクラスの健康づくり県と、こういうことがうたわれています。この点は、どういう状態になれば全国トップクラスの健康づくり県になるのかなということ、これもお伺いしたいと思います。

それから、「未来への希望」「挑戦」を大切にす三重と、四つ目のがあるんですが、これもうちの稲垣代表が指摘しましたが、ものづくり産業の部分がないじゃないかという話なんですけれども、そもそも政策集2019のときの産業政策、3ページにわたって細かく立派に書かれています。それが、令和2年度三重県経営方針ですと1ページと5行、今回の令和3年度三重県経営方針（案）ですと19行、だんだん年ごとに薄くなる三重県の産業政策、そんな感じがしております。こういうことはどうなのかということが1点。

それから、もう一つ、国際展開に関する基本方針、政策集2019では、オール三重で国際展開を推進しますと書いてありました。令和2年度三重県経営方針も、バスク州との産業・食・巡礼道における連帯を深めるなど、引き続き国内産業の国際展開を支援しますと書かれていますが、今回は書かれておりません。

コロナ禍で世界中が大きくこれだけ変わってきている中で、今までの国際展開の基本方針、これはこれからも通用するということはありませんので、この見直し、いかがでしょうか。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、まず、もっと分かりやすい言葉にするべきではないかということについて御答弁申し上げます。

経営方針の記述に当たり、県民の皆さんにとって分かりやすく表現することは最も基本的な留意点であると理解しております。一方、変化の激しい時



代の中で、新しいキーワードや社会への浸透を図るべき考え方を適時適切に県民の皆さんに提示していくことも、行政の重要な役割だと認識しています。

DXは、デジタルによる変革を意味しておりまして、今や、コロナ禍から社会の再生を図るためのキーワードとして、メディアでも頻繁に取り上げるようになりつつあります。また、SDGsは、2030年までに達成すべき国際社会全体の目標でございますので、社会への普及啓発を図ることは県の責務でもございます。こうしたことも踏まえまして、新たな日常を見据えた令和3年度の県政の合い言葉を、「『DX』×『SDGs』でスマートな三重へ」としました。

次に、ビルドバック・ベターという表現ですけれども、文面に添え書きしておりますように、新型コロナ前よりよい社会へという意味です。新型コロナ危機を克服し、収束した後の未来は、新型コロナ前の社会に時計の針を戻すのではなく、コロナ前よりもよい社会にあることを目指すという大方針を、簡潔にワンフレーズで示すためにこの表現を用いました。

いずれにしましても、こうした用語、表現を用いた際には、県民の皆さんに御理解いただけるように、整った文脈の下、丁寧な説明を添えることが重要であると考えます。いただいた御指摘、真摯に受け止めまして、分かりやすい表現に努めてまいります。

それから、注力する取組方向の順番が変わっているという件です。

御指摘にありましたように、県民の皆さんの幸福実感をさらに高められるよう、未来への夢や希望を持って新しい未来を実現するためには、まずは県民の皆さんの安全・安心の確保を優先する必要があると考えています。

そのため、新型コロナウイルス感染症が収束する見通しが立たない中、その危機の克服が最優先すべき課題になることから、第2章として新型コロナウイルス感染症の克服～命と経済の両立をめざして～、を特出ししまして、整理することとしました。その上で、注力する取組方向は第3章に送りまして、令和2年度三重県経営方針にも掲げました四つの柱立てを引き継ぐこととしたものです。

この注力する取組方向の四つの柱立ての順序は、そもそも優劣があるわけではありません。ただ、来年度は、46年ぶりとなる国内最大のスポーツの祭典である三重とこわか国体・三重とこわか大会が本番を迎えることから、オール三重でしっかり取り組んでいくという意気込みを示すことが重要であると考えられます。そこで、両大会の大成功への強い思いを込めて、三重とこわか国体・三重とこわか大会を成功させる三重、を一つ目の柱に位置づけたものでございます。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 優劣はないというお話ですが、例えば。

あれです、不祥事の根絶ね。

○議長（日沖正信） 答弁、続きますが、よろしいですか。

○41番（三谷哲央） はい。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 全国トップクラスの健康づくり県を目指すということで、どのような状態を目指しているのかということに答弁させていただきます。

充実した人生設計のための大きな課題の一つは、健康でございます。健康上の問題に制限されることなく、日常生活を送ることができる期間を示す健康寿命を伸ばすことが重要であると考えてございます。

本県では、関係機関、企業、団体、市町など、健康づくりに関する様々な主体・分野が連携しまして、常に新しい情報を共有・活用しながら、それぞれが健康づくりの取組を進めることで、県民の皆さん一人一人が健康に対する意識を高め、望ましい行動を選択できるよう取組を進めております。

こういった取組をオール三重で継続的に進めていった結果、健康寿命が男女とも常に全国上位となり、平均寿命と健康寿命の差が縮小し、県民の皆さんの心身の健康感が向上して幸福実感が高まることで、誰もが健康的に暮らせるとこわかの三重が実現するものと捉えておりまして、そういった状態で、我々が目指す全国トップクラスの健康づくり県であると考えてございます。

今後も、企業、関係団体、市町など、健康づくりに関する様々な主体・分野の連携をさらに強化し、継続的、発展的に健康づくりをオール三重で力強く取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（日沖正信） 答弁は簡潔に願います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 御質問を2点いただきました。

1点目の産業振興の取組について、まずは答えさせていただきます。

幾つかの観点で取組を進めております。まずは、みえ産業振興ビジョンに基づきまして、これは、今後10年程度、先を見据えて策定したみえ産業振興ビジョン、この具現化に向けた取組、これを推進してまいります。そして、現場の声を聞きながら、それを踏まえた形で取組を推進するというところでございます。

7月着任以来、29市町全てを回りまして、各市町長からいろんな御意見を承りました。そのほか、8月の緊急経済会合や、あと、9月にかけて県内5地域で開催しましたみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会におきましても、様々な御意見を頂戴いたしました。これらを踏まえまして、現場の声を直接お聞きしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、新型コロナウイルス感染症の克服という観点から幾つかの取組を進めております。全部申し上げられませんが、例えば、引き続き切れ目のない資金繰りだとか、三重県版経営向上計画、BCPの策定など、こういった取組を進めてまいりたいと考えてございます。

あと、デジタルトランスフォーメーションの推進ということで、人々の価値観、働き方が大きく変わってございますので、デジタルトランスフォーメーションを原動力としたSociety5.0への社会変革を進めていく必要がありますので、こうしたデジタルトランスフォーメーションによる強靱で多様な産業の構築に向けて取り組んでまいります。例えば、ICTデータを活用した生産性の向上だとか、働き方改革の実現、そういったものを取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにしましても、このような県の取組につきましては、2月にお示しする令和3年度三重県経営方針の最終案の中にきちんと明記いたしまして、現場の声をしっかりとお聞きしながら、産業振興の取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、みえ国際展開に関する基本方針の見直しについてお答え申し上げます。

みえ国際展開に関する基本方針に基づき様々な取組をしておりましてけれども、国際展開を進める前提条件が大きく変化していると捉えておりますので、基本方針の見直しに取り組む必要があるというふうに考えてございます。

したがって、今後の新型コロナウイルス感染症の収束が見通すことができるようになった時点で、速やかに改定に着手するように改定案を取りまとめたい、そういった準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） ありがとうございます。

予算調整方針について議論をしたかったんですが、知事、まだずっとお務めいただけるということですから、改めて予算調整方針については議論をさせていただきたいと思います。終結します。ありがとうございます。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時、休憩いたします。

午前11時11分休憩

---

午前11時20分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 代 表 質 問

○議長（日沖正信） 代表質問を継続いたします。44番 津田健児議員。

〔44番 津田健児議員登壇・拍手〕

○44番（津田健児） 自由民主党県議団の津田健児でございます。よろしくお願いいたしたいと思います。

代表質問をする前に、中瀬古議員と杉本議員から頑張ってよって言っていたんで、張り切ってしようかなと思ったんですね。我が会派自由民主党県議団の対策委員長小林議員と木津議員が、失敗すると面白いなというふうに言っておりまして、もう会派を変ろうかなと思います。多分、変わるって言ったらさようならって言われるので、それも嫌なので、踏ん張ってこの会派でさせていただきたいと思います。

三谷議員の話聞いておりまして、相変わらず皮肉たっぷりの質問でした。知事だけでなく私もいじめられていますので、非常に意地悪なことをよく言う方でございますが、ただ、私は三谷議員と2人でおっても嫌だなと思ったことはあんまりないんですね。本当なんですけど、なぜかなと思ったら、私の父も三谷議員も日置議長も、山本幸雄先生のお孫さんは山本佐知子議員で跡取りですけども、秘書で、昔から、少年時代から三谷議員の話をよく聞かされているんですね。そういうこともあって、多分生きていらっしゃったら、日置議長がそこに座っている姿を見てすごく喜んでたというふうに思っています。秘書だとか、秘書の子どもを非常にかわいがっていた方でした。

1月3日は、今は山本佐知子議員の自宅ですけども、山本幸雄先生の自宅へ寄って、元秘書が酔っ払っておしゃべりするんですけども、私も何回かお邪魔させていただきました。あるとき、うちの父や周りの元秘書が三谷議員を、ばんばん責めているんですね。めずらしく三谷議員が防戦一方で、そういう光景を見せたかったんですけども、防戦一方で困っていましたが、山本幸雄先生がやってきてこんなことを言われたんですね。

我々は、三谷議員、何で自由民主党じゃないんだと、自由民主党よりもむ

しろもっと右翼じゃないかということ、私の父や名前は言えませんが元秘書が言うんだけど、山本幸雄先生が最後に、正しいと思うことをやりなさいと、正しいと思うことを信じて行動しなさいと、これは三谷議員に限らず、三重3区の衆議院議員もそうだけれども、正しいと思うことをやっぱりやりなさいということをおられました。

やっぱり政治家って大きな判断をするときは、人に迷惑をかけたり、悲しませたり、たまには裏切ったり、がっかりさせたりするときもあるんですけども、やっぱり自分が正しいと思うことをやらないといけないし、自分が正しいと思うことを大事にせなあかんと思うんですね。

だから、今の政治であんまりよくないのは、正しくないなと思ってやったことに対して謝らないというのが今の政治であんまりよくないなと思うんですけども、やっぱりみんなを周りの人をがっかりさせたら、まず謝って、でも自分は世の中のために社会のためにやりたいんだということを、正直に語ることが大事なのかなというふうに思わせていただきました。

ちょっと時間が足りなくなるので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

安倍総理から菅総理に代わりました。総理大臣が代わりました。当初は、菅総理になるんだなというふうに思っていましたけれども、地方票は石破衆議院議員が強いだろうと、当初は、我々党員は思っていました、蓋を開けてみれば、石破衆議院議員より菅総理が倍ぐらい取りました。

いろんな理由はあるんだと思うんですけども、やっぱり安倍元総理の対立軸に石破衆議院議員がいるので、シーソーみたいな関係で、国民は、森友学園問題だとかアベノマスクだとかあるけれども、やっぱり7年間を評価したらよく頑張ったねというのが安倍元総理の評価で、反比例するように石破衆議院議員の人気があんまり上がらなかったと。

もう一つは、やっぱり菅総理が秋田から1人で上京して、苦勞して夜間の大学へ行き、地方議員から出発して国会議員になったと。菅総理の人となりだとか人間性みたいなものが、やっぱり党員の方々に伝わっていったという

ことも一つの大きな要因だというふうに思っています。

政治家は、いいことをやろうとしてもいいこと言っても、やっぱりその人の人間性というか、信頼されなければいい政治はできません。だから、そうやって考えたときに、何か知事の人間性だとか親しみが湧くような質問がないかなというふうに思ったときに、10年間のお付き合いがあつて、なぜ安定した官僚というその地位を捨てて、政治を、あえて苦しいつらい政治の道を歩んだのかというところの部分の部分を一回ちょっと聞きたいなと思って、変な質問で申し訳ないけれども聞かせていただきたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） なぜ、官僚を辞めて政治家になったのかという御質問で、なぜ知事にはなくて、なぜ官僚から政治家にですので、今の三重県知事がしゃべる言葉としては、やや違和感がもしかしたらお聞きになってあるかもしれませんがけれども、官僚から政治家になったときの話ということで、御勘弁いただければと思います。

まず、政治家というものに最初に関心を持ったのは小学校高学年の頃でした。当時はジャパン・アズ・ナンバーワンと言われ、日本経済が絶頂期にある頃でした。時の日本の総理大臣は故中曽根康弘氏、国鉄民営化等の内政面の改革を果敢に進めるだけでなく、1986年G7東京サミットはじめ、レーガン大統領やサッチャー首相と渡り合い、日本外交の存在感を確実に増していました。

とはいえ、それらの中身は、当然、当時は到底理解できませんでしたが、総理大臣になるとテレビにたくさん出られるんやという程度であったと思いますが、子ども心に感ずるところがあつたようで、政治や政治家に関心を持つようになったと記憶しています。

また、私自身、高校生の頃に生徒会長など、ありがたいことに、少年時代から仲間と共に物事を進めていくに当たり、リーダーとしての役割を果たす経験をさせていただく機会が多く、それらの経験を積み重ねることで、政治と直接関係あるかどうかは別として、リーダーという立場でみんなと共に汗

をかいていく、そういうことの充実感や楽しさも感じていました。

大学卒業後の就職先は通商産業省でした。これは政治家になるために、選んだものではありませんが、通商産業省、そして経済産業省で勤務する期間において、経済対策の取りまとめやエネルギー政策等の政治と関わることが多いポジションを経験することも多く、それらの日々を通して政治と行政の在り方について重要な学びの機会をいただきました。

特に構造改革特区、フリーター・ニート問題、キャリア教育を担当していたときは、全国各地を回りたくさんの地方の方と対話する機会を得て、地方の多様性、国と地方の関係なども改めて深く考えるきっかけとなりました。

一つの転機となったのは、第1次安倍政権で官邸スタッフをさせていただいたことです。当時の安倍総理の思いとは裏腹に、いずれも一部ではありませんが、教育分野をはじめ改革に後ろ向きの官僚の姿や、一方で、政策実現に奔走しない政治家の姿を、こういう構造を改めて目の当たりにし、国民の皆様の税金で運営されている政治や行政におけるこのような状態を変えなければ、国民の皆様は、この国やふるさとに誇りや希望を持たず、やる気を失い、国民生活や国の発展はないと強く感じました。そのような思いから、職務外でも霞が関内部からの改革を進めていくべきと考えていた仲間たちと、スーパー公務員養成塾などの取組も進めていました。

当時、私は32歳でしたが、坂本龍馬が自分と同じ年である32歳で薩長同盟を成し遂げ、私利私欲ではなく、国をよくするために行動し、明治維新に道筋をつけたことも改めて知り、自らも行動を起こさなければと刺激を受けたのもその時期でした。

ここまで申し上げたように、官僚を辞め政治家に転身した理由は、一つだけの大きなきっかけがあったというよりは、このような経験が積み重なり合い、これまでどおり官僚の中で改革を進めていても結果が出るまでには時間がかかり過ぎる上に分野も限られる。であれば、政治の世界に身を転じ、より幅広い分野で、より早いスピードで、この国やふるさとの未来のために政策を実行していきたい、また、先ほど申し上げたとおり、この国やふるさと



に暮らす人々の誇りや希望を失わせないようにしたいと思い、政治の道に進むことを具体的に決意した次第です。

経済産業省を辞職した後は、本籍地が菟野町であったことから、三重県に御縁をいただきました。初めて挑戦した選挙は2009年の衆議院議員選挙で見事に落選しましたが、落選後も、津田議員もそうですけれども、包容力がある三重県民の皆様に、落選したことではなくて、その次にかかっていますから、津田議員のことは次にかかっていますので、包容力ある三重県民の皆様に叱咤激励をいただきながら支えていただき、こっちにかかっていますので、津田議員のことは、今の政治家としての私があります。

私自身、生まれ育った地は三重県ではありませんが、三重県は私の政治生命がスタートした地であり、政治家としての私の生誕地です。これからも、三重県民の皆様への感謝の気持ちを胸に、三重県発展のために力を尽くしてまいります。

津田議員がおっしゃっていただいたような、人となり分かるようなものであったか甚だ自信はありませんが、少し官僚から政治家に転身したときの経緯を申し上げます。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 私も10年ぐらい前のことを思い出しまして、大失敗しましたけれども、安倍元総理は憲法改正をやりたかったし、そのときは教育基本法を改正したりされましたけれども、私も、安倍元総理と教育基本法の改正を含めて教育改革をやりたいなと思って、そのときはむちゃくちゃ燃えて国政へ行きたいなと実は思っておりました。そのことも、すごくある意味すてきだったかなと私は思います。

昔、麻生財務大臣がこんなことを言っていたんですけれども、心に残らないスピーチベスト何とかと言っていてまして、一つは結婚式の来賓の祝辞とか、あるいは卒業式の校長の言葉だとか言っていましたけれども、多分、知事の答弁のほとんどは、私、忘れていると思うんですけれども、さっき言った、学生時代、目立つから政治っていいなと思ったり、安倍政権の中でスタッフ

としておられたところとか、多分、私、政治家を辞めてもちょっと頭の中の片隅に残っているんだなというふうに思わせていただきました。県民の方は難しいことはもしかしたら分からないかもしれないけれども、先ほどの知事の話聞いて少しでも距離が縮まっていけばなど、いい話を聞かせていただきました。ありがとうございました。

次に、また変な質問するんですけども、申し訳ないんですが、コロナ禍で本を読んだり、テレビを見たりということをしていましたけれども、ビデオ屋へ行ってある映画、「HERO」という映画を見てまして、ジェット・リーが主演で、清の始皇帝が他国を滅ぼしながら、国を大きくしていく、そういう時代だったんですね。主演のジェット・リーは、見られたことありますか、ないですか、知事。ないですか、すいませんね。

主演のジェット・リーは、家族も始皇帝に滅ぼされ、また、自分の故郷も始皇帝に奪われて、暗殺者で刺客ですから、仲間と組んで、始皇帝の周りをだましながら信頼を勝ち取りながら近づいていくわけなんです。2人きりになって、いつでも始皇帝の命を奪えるようになったときに、ジェット・リー、主人公は命を奪わずに、しかも、部屋を出たら衛兵に殺されるという覚悟をしながらその施設を出て、何百、何千本という矢に打たれて死んでしまったんです。

そこで質問、そこで質問って何が質問やと思うかもしれませんが、多分、ここの議場に座っている中で三谷議員も含めて、知事の政治生命を絶ちたいという人は何人か、もしかしておられるかもしれませんが、我々は刺客だというふうに思っていて、もし知事が始皇帝だったら、命乞いをするのではなくて、最後の最後に何を語るか、社会のために、国家のために何をしたいか、どういう社会じゃないといけないのかという、その話を聞かせていただきたい。

ちなみに、今、NHKの光秀の番組を見ていらっしゃる方がおられると思うんですけども、始皇帝はそのときに、私は幾つかの国を滅ぼし多くの人の命を奪った。でも、戦争のない、人を殺し合うそういう時代ではなくて、

平和な誰も傷つかない戦争のない国にしたいって言いましたけれども、知事だったらどういふ話をされるのかちょっとお聞きしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ちょっと事前に耳にしていたものとは若干違ったんですけども、そういう命乞いのシーンで言うことにはややちょっと長期的な話になるかもしれませんが、政治家として目指すべき社会像というか、やり遂げなければならないというふうに思っていることについて、主に二つ述べたいと思っています。

一つは、コロナ後というか、令和の日本列島改造論をやらなければならないというふうに思っています。それは、社会経済が成熟している中で、将来世代につながる持続可能で多様性のある発展というのが重要で、そのためには、我が国の中に急激に成長する一部の都市をつくって、その都市の成長の果実を国全体で分け合って発展するというモデルではなくて、ドイツなどのように、一極集中を是正し新たな次元の分散型国土をつくる、そういう、そして持続可能で多様性のある発展を可能にするモデルでなければならないと思っています。

田中角栄元首相が唱えた日本列島改造論は、道路、新幹線、空港などのインフラ整備を行って、国土の均衡ある発展に地方分散を図るものでしたが、しかしながら、令和の日本列島改造論は、すなわち、持続可能で多様性のある発展を可能とする分散型国土にしなければならないと思っています。そのために、防災・減災、国土強靱化、デジタル、医療、教育を特に日本全国の地方において充実していく必要があります。

中でも、特に教育は極めて重要です。いつの時代も事をなすのは人です。持続可能で多様性のある発展を可能とする分散型国土の各地域で暮らすのは、紛れもなく人であります。

私たちは、先人から享受した恩恵をさらに発展させ、よりよい形で地域を次世代につなぐ責務があります。全ての人が自らの生まれ育った環境に関係なく、教育を平等にしっかり受けることができるようにし、知・徳・体が成

長し、自らの未来を選択していけるようにしていくことが肝要であると考えています。

あわせて、何か失敗したり、駄目だったりしたとしても、自らが希望すれば、何度でもチャレンジできるような社会環境をつくっていくことも必要です。

そして二つ目の話なんですけれども、少し大きい話になってしまうかもしれませんが、30代で私は政治家にさせていただきました。そういうものとして、政治のありよう、それ自体を変えていくことに挑戦する責務があると考えています。

今後のあるべき政治は、イデオロギー対立や対立する立場の人を批判し合うという21世紀までの政治構造ではなく、自分の国やふるさとの未来を見据え、時代の変化に合わせ、または先取りし、国民や県民の暮らしの現実に思いをはせ、互いに知恵を出し、政策の在り方を変え、現実社会を改善していくようにする必要があるというふうに考えています。

このような改革を成し遂げていくためにも、同時並行で、政治家に多様な人材が輩出されるようにしていくことが必要です。出自に関係なく、道を開き、若い人も含めて、多様な価値観の方が政治を支えていけるような改革にも挑戦したいと考えています。これらの政治の深化は、ひいては住民の皆様自身の暮らしを持続可能で多様な発展に結びつけていくと考えています。政治は未来のためにある、そういう思いで目指すべき社会の具現化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えています。

ですので、少し死ぬ前に言うようなことではない、ちょっと長期的なことが多かったかもしれませんが、令和の日本列島改造論と政治のありよう自体を変えていくということにチャレンジしなければならない、そして、その中において教育は極めて重要であるということを申し上げさせていただきました。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） ちょっと段取りが違いまして、大変すみませんでした。

ちょっと私、舌足らずなところがありますので、お許しを願いたいと思います。

また、教育の話も言っていました。衆議院議員選挙、私、結構、自由民主党に対して忠誠心が比較的薄いってみんなに言われるんですけども。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○44番（津田健児） そのとおり。

自由民主党だからというとなかなか力が湧いてこないんですが、そんなことを言ったら代表ではあかんのかもかもしれませんけれども、やっぱり衆議院議員選挙に知事が出られたときに、四日市市桜地区の個人演説会の会場で、教育が私の1丁目1番地だと、それと、学力テストの公表はすべきだと、ちょっとそれが完全にできたわけではないんですけども、学校関係者だとか、学校評議員の方だとか、やっぱり学校に関係する方々にはちゃんと通知をして公表してやっているの、半分成功したとは思いますがけれども、やっぱり教育にかける思いを聞いて、あっ、この人、応援しようかなと思わせていただきました。

昨日、うちの会派の1期生4人が、教育改革は必要だねって言っていて、例えば、教育予算、三重県の予算が7000億円あったら一千数百億円まで教育関係の人員費なので、これにやっぱり手をつけないと、改革しないといけないねということで、その1期生が教育人材適切プロジェクトチームというのを勝手につくっていただいて、私が無理やりさせた、ほんで、1年間ぐらい勉強して、知事に、そのとき知事かどうか分かりませんが、鈴木知事に提言させていただきたいなというふうに思っております。頑張っていたきたいというふうに思っております。

それと、命を奪われる前にという言い方を段取りと違って申し訳ないんですけども、政治の醍醐味というか、すごいなと思ったのは、十数年の私の政治家人生の中で、やっぱり小泉元総理の郵政改革ってすごいなとは思いました。

郵政改革が、民営化がプラスなのか、マイナスなんかは分からないんです

けれども、やっぱり小泉元総理の、もう殺されてもいいから私は民営化したいんだと、あの死に物狂いの私心のない、自分以外のものに対して社会のために私心のない姿で死に物狂いにやっている小泉元総理の姿を見て、国民の感覚というか、あそこから空気が変わったと思うんですけれども、知事は非常にメッセージ性の高い、私なんか夢とか希望、なかなか語れないんだけど、これからも、どういう土俵で、エリアで頑張っていただくか分かりませんが、将来は、でも、死に物狂いな姿を見せていただいて、どうか引っ張っていただきたいなというふうに思っております。

それでは、代表質問らしい質問をこれからさせていただきたいと思います。

中村進一議員がやめとけって言われましたけど、ちょっとさせていただきたいと思います。

憲法についてでございますけれども、憲法改正は自由民主党結党時の公約であり、自由民主党の党是であります。安倍前総理大臣の在任期間中、残念ながらそれは実現することはありませんでしたが、憲法改正の判断が私たち国民に求められる日は遠くないと信じています。

我々が一度も改正せずに守り続けてきた現行の憲法は、GHQ民政局、数十人の素人軍人が約1週間の突貫工事で作ったものであり、世界で唯一、よその国の外国人がつくり上げた憲法であります。

憲法は英語で言うとコンスティテューションですが、コンスティテューションのもう一つの意味は、国柄です。憲法は日本人にとって最も基本的な規範であり、法律も条例も憲法に基づいてつくらなければなりません。

しかし、残念ながら今の憲法には、個人個人の権利や自由を追い求めるばかりのものが目立って、日本人の大切にしてきたもの、家族の在り方、人と人との絆、故郷や自然を慈しむ心、お年寄りを尊敬し、弱い人々へ手を差し伸べる優しい心など、日本人の生き方を尊いとする価値観が盛り込まれていません。

今日は、この前文や第9条、私学助成、緊急事態条項など議論されるべき項目はたくさんあると思いますが、地方自治の在り方、地方分権を中心に

鈴木知事にお聞きしたいと思います。

憲法第8章には、地方自治という表題が設けられています。第92条に、地方公共団体の組織や運営は地方自治の本旨に基づくこと。第93条に、地方公共団体に議会を設置すること、長や議員は住民の直接選挙によること。第94条は、法律の範囲内で条例制定権があることという規定が設けられています。

このうち、特に地方自治の本旨とは何か、文言からではとても理解することができません。これらの規定は、地方公共団体の維持に必要な最小限の事項を示したものであって、中央と地方がどのような関係にあるのか、地方自治体はどのような存在として位置づけられるか、住民はどのような役割を担うかなど、地方自治を考える上で必須となる重要な内容が盛り込まれていません。

また、全国知事会においても同様の議論がなされており、平成29年7月の国民主権に基づく真の地方自治の確立に関する決議など、国に対して提言されています。

そこで知事にお伺いしますが、憲法について、地方自治、地方分権の視点を踏まえてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 地方自治、地方分権の視点での憲法についての考え方について、答弁いたします。

憲法についての御質問についてでありますけれども、これまでこの議場において憲法解釈等について御質問を受けた際、私は特別職公務員である三重県知事として、現行憲法を遵守して職務遂行を行うことが前提であると認識している旨及び憲法の在り方などについては、国民の意識や時代の変化などの中で様々な意見があり、広く国民的な議論が必要であると考えている旨をお答えしております。

今後も、基本的にこの姿勢は変わるものではありませんが、先ほど津田議員から御質問いただいた、地方自治、地方分権は、私たち地方の在り方そのものに関するものであり、県政を担う知事会においても国に対して提言、提

案を行っておりますので、そういった観点から私の所見を述べさせていただきます。

全国知事会では、参議院議員選挙において、憲法制定以来、初の合区による選挙が現実味を帯びつつあった平成27年度に、地域代表的性格を有する参議院議員を合区によって選出することになれば、県単位の民意を国政に届けられなくなるという一票の価値とは異なる自治体間の不平等が生じる等の懸念から、憲法と地方自治研究会を設置し、地方自治の基本原則及び合区問題を議論しました。

翌平成28年には、合区問題は憲法における地方自治の規定が僅か4条にとどまっており、第92条における地方自治の本旨があまりにも抽象的であることが主要因と考えられるとし、憲法における地方自治の規定を充実した改正草案を盛り込んだ研究会報告を取りまとめました。

平成29年7月の全国知事会議では、憲法における地方自治の本旨の明確化について決議し、8月には、憲法における地方自治在り方検討ワーキングチームを設置して、さらなる検討を行うこととしました。

このワーキングチームは10名の委員で構成されていましたが、そのうちの1人に私も名を連ねさせていただき、憲法の地方自治規定の充実によって目指すべき地方像を明らかにするなど、さきの改正草案をさらに深く掘り下げた修正版をまとめました。

さらに、本年6月の全国知事会議では、私が委員として参画している地方分権推進特別委員会が取りまとめた提言案を採択し、会議後、直ちに、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくため、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することや、参議院選挙区の合区の解消、地域代表制の在り方、自治立法権・自治財政権の拡充・強化などの議論を積極的に行うこと等について国に提言したところです。

平成23年6月、私は知事に就任して初めてこの議場で県政運営の所信を表明する中で、自らの住む地域のことは住民自らが決定し、主体的に課題の解決に取り組んでいくことの必要性を申し述べました。約10年がたとうとして



いますが、先ほどの答弁とも重なりますけれども、真の意味での地方自治・地方分権の実現に向けた思いは一層強いものとなっています。

これが実現すれば、地方の側には、これまで以上に大きな責任と成果が求められますが、私にはその覚悟がありますし、また、この間、知恵を出し、工夫をし、そして共に汗を流して、G7伊勢志摩サミットの大成功をはじめ多くのことを成し遂げてきた三重県民ならできると信じています。

折しも、新型コロナウイルス感染症が、これまで様々な要因で進まなかったテレワークやオンライン教育等の実現への壁を壊しました。時代は、デジタル社会の実現、東京一極集中から多核連携型社会の変革など、人々の価値観やライフスタイルはもとより、企業の在り方から国の在り方までをも見詰め直す一大転機を迎えています。

このようなときだからこそ、真の意味での地方自治・地方分権を実現するチャンスと捉え、全国知事会等とも連携して国民的な議論を喚起するとともに、国にしっかり働きかけてまいりたいと考えています。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） ありがとうございます。

住民自治が必要だ、団体自治が必要だ、自主財源のことだとか、選挙区の話も少しされましたけれども、最近、地方自治だとか地方分権を考えるときに、やっぱり一番大事なことは、知事がさっきのお話の中に言われたような、本当の地方自治を受けるための覚悟が必要だなと私は思っています。

今回のコロナ対応でも、例えば、幼稚園、保育園に対する厚生労働省からの通知というのが150から160件ぐらいあったって言うんですけど、意外と地方分権、地方分権だって言いながら、やっぱり地方は国にお伺いを立てたり、国が言うているからこうなんだよということを行いやすいというのも事実だと思います。

それから、やっぱりまた義務教育に戻るわけなんですけれども、我々県議会、県というのは、例えば教育なんですけど、国にお願いしてお伺いを立てて、必要だって言う前に、自由なお金をもらって、その自由なお金を県民に対し

て、自分たちは議論の末、こういう教育をやりたいんだということを県民に対して説明すべきだと私は思っています。だから、地方分権、地方自治だって言うけれども、やっぱりその覚悟がないということを県とか地方自治体というのは自覚していないところも多々あるんじゃないかなというふうに思っています。

また安倍元総理の話に戻しますが、私は鈴木知事がおられた第1次内閣のほうが実は好きなんです。何で安倍元総理が好きかというと、安倍元総理が1期か2期のときにテレビに出ていまして、憲法改正を言い出して、右翼と思われるなら思っていたとしても結構だって言っていた安倍元総理が結構格好よかったんですね。

一昔前は、憲法改正という大臣の首が飛んでいったような時代の中で、やっぱり自分の信念、抱えているものをそのまま言葉に出していくって安倍元総理の姿が好きで、国家論とか、憲法論だとか、歴史観というのは、正直言って政治家にとってはどっちかといったら足かせ、手かせだと思んですけども、結構そういう政治家論がないほうが立ち回りうまい政治家が多いと思いますが、だから、あのとき美しい日本を唱えて、1年間でぼろぼろになって最悪の辞め方で辞めてしまいましたけれども、評価があった2回目の内閣よりは第1次安倍内閣のほうが僕は好きだなと思って、安倍元総理の意思を継ぐということではないんだけど、私なりに地方議員として、また、知事は政治家として、その意思を少しでも分かち合いながら頑張ればええなというふうに思っています。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

次は、財政についてでございます。

私は、県議会議員になって財政の質問は多分1回もしないだろうなというふうに思っていました。さっきトイレで奥野議員とちょっと会いまして、初めて財政の話をしますよという話をして、そういえば、昔、奥野議員が、おまえ、県議会議員だったら財政の勉強ぐらいしろよって言われたことがあったなど、それで、そのときにまたちょっと脱線しますけれども、俺は死に物

狂いで勉強したって言うていまして、ええ、奥野議員が死に物狂いに勉強したって、その想像がつかないんですが、やっぱり政治家ならば予算の裏づけというのは大事なので、財政の勉強は必要だなと。私は数字を見るのはちょっと苦手なので、こういうふうに、昔、稲垣議員が四、五年前にSDGsって言われたときに何か変なこと言うておるなと思って、嫌なことはずっと避けていましたけれども、財政もそうですけれども、少し一夜漬けの財政の質問をさせていただきたいと思います。

今回のコロナ対応では、財政の豊かな自治体とそうでない自治体の差がはっきりと浮き彫りになったのではないかというふうに思います。財政の厳しい自治体は国待ちの対応を取らざるを得なかった状況だったと思います。

そこで、この表を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）財政調整基金の取崩し状況をまとめたものです。テレビを見ている方には大変申し訳ないんですけど、見えなくてすみませんが、これは令和元年度末の時点で、三重県は10億円積んで、コロナ対応で1.3億円崩しました。東京都は突出しておりまして8521億円、10年前大震災で苦しんだ東北地方でも何かあったことの備えとして基金を積んでおりまして、コロナ対応で宮城県は32億円、福島県は32億円取り崩しています。三重県よりも財政規模が小さい、例えば、菅総理の地元、秋田県、81億円、コロナ対応で県単で取り崩しています。石破茂衆議院議員の県、鳥取県も20億円取り崩しています。他県では休業要請などの実効性を高めようと、独自に基金を取り崩してスピーディーに対応しているわけでございます。

また、次は予備費のパネルを見ていただきたいと思うんですが、これ、電話かけたかって、教えてくれないところ、津田事務所って言ったから教えてくれなかったのかもしれないけれども、電話かけたかって調べたところです。（パネルを示す）

例えば、岐阜県は、基金はコロナ対応で取り崩していないんですけども、予備費から10億円を取り崩しています。他県の様子を見ても、三重県は5000万円なので、他県ははるかに予備費を積んでコロナ症対応に充てているんで

すが、三重県はなかなか財政的にはやっぱり難しかった状況でした。

そこでお伺いしますが、コロナ対応や、これから県債管理基金の不足金を戻していかないといけない、当分の間は大変厳しい財政状況が続くと思いますが、それを承知の上、今まで説明させていただいたことを踏まえ、現状認識とこれからの見通しについて総務部長にお伺いしたいなと思ったんですけれども、大体返答は分かっていますので、ちょっともう時間もないので、書いた人に申し訳ないんですけれども、飛ばさせていただいて、稲垣副知事に、すみません、質問させていただきたいと思います。

昔、野呂知事が就任したときに、こんなに三重県、金がないんだって驚いたって話は結構有名なことなんですけれども、政治って歴史の審判を仰がなければならぬというふうによく言われますが、10年後、15年後、県民から当時の財政担当の副知事、こんな財政にしがたって、と怒られないように、やっぱり責任を持ってやっていくというのは非常に大事だと思います。

東紀州ばかり言っているとされたら、私も責任を半分負ってしまいますので、すみません、何を言っておるのか分からないかも知れませんが、すみません。

ですので、責任ある財政責任者として、例えば、他県でも三重県と同じぐらい厳しい新潟県だとか大分県も、ある一定以上の基金を積むという目標を定めておりますので、当分の間は新型コロナウイルス感染症対応ですけれども、10年、15年先を見据えた中長期的な財政計画をつくられるお考えがあるのか、そういう財政に対しての見通しをお聞かせ願いたいと思います。

〔稲垣清文副知事登壇〕

○副知事（稲垣清文） 中長期的な財政調整基金の積立て計画についてという御質問でございました。まずは、財政の現状について、いま一度、確認をしておきたいと思います。

近年の当初予算編成におきましては、歳出面では全ての事務事業を厳しく精査するとともに、歳入面では、クラウドファンディングとか、それから、ネーミングライツなどの新たな財源の確保に積極的に取り組むなど、歳入・

歳出両面からあらゆる手だてを講じながら財政運営をやってきておるわけですが、それでもなお、財源不足が生じている状況でございます。

そのため、県民サービスの低下を回避し、必要な事業費を確保するためのやむを得ない措置として、県債管理基金への積立金の計上を見送ることで、財源不足に対応しているところでございます。

この県債管理基金は、将来の県債の償還に備えて積み立てているものでございますので、積立金の計上見送りは将来世代への負担の先送りであるため、本来は避けなければならないと考えております。

このため、当面は県債管理基金の積立て不足を解消させることを優先せざるを得ないというふうに考えておりますけれども、この県債管理基金の積立て不足を解消した後は、機動的かつ弾力的な財政運営が行えるよう、財政調整基金の残高を今以上に確保することが望ましいというふうに考えておるわけでございます。

これまで持続可能な行財政運営の維持を目指しまして、みえ県民力ビジョンでありますとか、三重県財政の健全化に向けた集中取組におきまして、具体的な目標数値を掲げてしっかりと方向性を定めて取り組んできたことで、その成果が現れてきておるわけでございますけれども、やはり財政健全化はまだ道半ばということでございます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大によります経済活動の低迷に伴いまして、今後、県税収入等の歳入面への影響が懸念されるわけでございます。そしてまた、歳出面では、社会保障関係経費が引き続き増加するであろう、そして、公債費が高い水準で推移することが見込まれるわけございまして、引き続き厳しい財政運営の継続が予想されるわけでございます。

このため、私どもといたしましては、引き続き、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画において掲げた目標の達成に向けまして、経常的な支出の抑制や多様な財源確保にあらゆる方策を総動員して取り組みまして、財政の健全化にしっかりとした道筋をつけたいと思っております。

その上で、議員の御提案のとおり、将来的に財政調整基金の残高についても計画的に積み増しできるように、考えて努力していきたいと思っております。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） ありがとうございます。

普通、一般質問、代表質問する人は、ほとんど100%正しいと思って質問したり提案するんだと思うんですが、私の場合は一夜漬けなので、自信がなくて質問させていただいている状況なんですけど、ただ、こういった質問するというのも一つちょっと意義があるのかなというふうに思っています。

懐状況はよく分かっていますし、なかなか基金を積み上げられないということは重々承知でありますけれども、そういう、財政を出動してどンドンやられて言う人もいるし、将来の子どものためにという議論もあるし、いろいろ議論はありますけれども、その議論の中で収れんされながら目標を定めていただければなというふうに思っています。

その後は、役割を終えた後は、いつでも南のほうへお付き合いしますので、そのときの表情と全然何か違いますけれども、一緒によろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、誰一人取り残さないひきこもり支援についてであります。

NHKの「プロフェッショナル」という番組で、ひきこもり支援の放送が先日ございました。石川清さんという元記者で、関東のほうで地道に家庭訪問、アウトリーチをされています。

たくさんのひきこもりの方々が石川さんに救われる一方で、10年以上も会えないひきこもりの方や、ひきこもりの方から殴りかけられたり、あるいは自分で金を稼ぐなど罵声を浴びせられたりもしたそうですが、でも、子ども時代に石川さんはひどいじめの経験をされているので、人を信じることができなかつた石川さんは、何を言われても、何をされても、その人を憎む気にはなれないと語っておられました。

不登校になった子どもに、学校に来たら相談に乗りますよと誇らしげに答

弁している、家庭訪問を重視しない教育委員会には分からないかもしれませんが、石川さんは、人は人によって癒やされる、それを信念に家庭訪問、アウトリーチを続けておられます。

先ほども言いましたが、石川さんは少年時代、ひどいいじめに遭っていたので社会になじめず、フィリピンのスラム街に住んでいたそうです。そこで貧困に苦しむ人々の暮らしを目の当たりにしていましたが、記者としての取材を通じて、貧困に苦しむフィリピンの人々よりも、裕福でありながらずっと大きな苦しみを抱えている人が日本にたくさんいて、しかも、誰にも知られることなく苦しんでいる人がいることを知って、記者から支援者変わったそうであります。もしよかったですら見てください。

昨年の常任委員会の議論の中で、三重県地域福祉計画やみえ県民力ビジョン・第三次行動計画策定時に、誰一人取り残さないという文言を幾度となく付け加えるようお願いいたしました。それはSDGsということだけではなく、ひきこもりを担当、ひきこもり支援を行う行政の方々に、誰にも知られることなく行政サービスのほぎまに苦しんでいる人が存在することを強く意識して、ひきこもり支援に当たってほしかったからです。

相変わらず今回の一般質問の答弁で、大変失礼な言い方ですけれども、これは駄目だなと思ったことがありましたが、最後の知事の答弁で救われたような気がしました。

そこで、誰一人取り残さないひきこもり支援について、何点か要望させていただきたいと思います。

まず一つ目は、ひきこもりの実態調査を行うこと。

もう理由は言わずに、要望だけさせていただきたいと思います。

二つ目は、ひきこもりに特化した推進計画をつくること。

三つ目は、それを推し進めるための推進体制をしくことですが、知事のお考えをお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ひきこもり支援について、実態調査、個別計画、推進体

制、この三つについて御質問いただきましたので答弁したいと思います。

近年ひきこもりが社会問題となっている背景には、本人の精神保健分野の課題だけでなく、虐待、不登校、就労、加齢、障がい、疾病等、個別のケースごとに原因が異なり、あるいは重なったり、そこに、少子化、高齢化、核家族化、地域コミュニティの機能低下という社会変化が加わり、8050問題に代表されるように、課題が複雑化・深刻化・長期化している実態があります。

一方、ひきこもりの実態や支援ニーズ等が十分に把握できておらず、市町等における相談支援や居場所などの社会資源も不足しているほか、対応する行政相談窓口が分かりにくい、具体的な介入や精神疾患を疑う方への受診支援などが困難であるという課題も明らかになっています。

このため、ひきこもり対策に当たっては、複雑化する課題を全体的に捉え、重層的、包括的な取組や、分野を超えて連携した取組を強化していく必要があります。

県では、昨年度にSDGsの視点も踏まえ、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を基本理念とした三重県地域福祉支援計画を策定し、この計画の支援対象とする生きづらさを抱える人の中に、ひきこもりを明確に位置づけ対策をスタートさせました。

この支援計画は、市町の地域福祉計画に基づく重層的支援体制、包括的相談支援体制の構築を広域自治体として支援する計画であり、その取組は、側面支援と専門的支援の両輪で推進するスタンスとなっています。

しかしながら、直近の状況でありますけれども、コロナ禍での失業や休業などにより、生活福祉資金の貸付けはリーマンショック時を上回り、課題を抱える方が社会と接する機会がさらに減り、孤立感が深まるなど、これまで以上にひきこもりが重大な社会問題になる可能性があることから、また、今は直近の状況、客観的な数字とか申し上げましたけれども、これまで構造的にひきこもり支援について取り組んでこられた今定例会会議における各議員からの御質問、御提言、そういうことも踏まえまして、側面支援と専門的支



援のさらなる強化が必要と考えるに至りました。

そこで、県と市町はじめ、支援に関わる様々な団体の役割と責任を明確にし、具体的な目標や取組をお示しするため、外部有識者を含めた検討委員会を設置し、来年度中に新たにひきこもりに特化した推進計画を策定します。

また、その前段階として、今年度中に庁内横断的な検討会議を早急に立ち上げ、県・市町における対策の現状、他県や先進自治体の取組事例の把握、ひきこもり地域支援センターの役割の再検討などを行い、計画の方向性を検討するとともに、早期の対策が必要なものについては来年度での事業化や体制強化を進めます。

さらに、この計画を実効性のあるものとするためには、県内のひきこもりの実態を把握することが不可欠であることから、効果的な手法を検討した上で、実態を把握するための調査を実施します。

また、様々な機関と連携した取組を総合的に推進し、計画の進捗管理をするための庁内体制についても、その策定プロセスにおいて検討を行い、令和4年度から新たな計画に基づく対策とともに、その体制に取り組んでいきたいと思っております。

誰一人取り残さないひきこもり支援に向けて、従来の県のスタンスを一步も二歩も前に進め、ひきこもり問題を積極的に県の施策の柱に据える覚悟で取り組んでまいります。

津田議員からおっしゃっていただきました、調査、計画、体制整備について、いずれもしっかりと検討して取り組むということをここで述べさせていただきますと思います。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） ありがとうございます。

知事の話聞いて、ミーットの会もすごく喜んでいると思いますし、また、ミーットの会以外でもひきこもり支援に熱心な方がたくさんいて、その話を聞いて非常にうれしく思っていると思います。また、関係者の方々も非常に喜んで聞いていたというふうに思います。

推進計画を来年度、それから、体制を令和4年度から調査もしていくということで、満額回答していただきまして本当にありがとうございました。ただ、これからスタートしたばかりです。私も杉本議員も性格的に非常にねちっこいので、ひきこもりの方々がいる間は皆さんと共に頑張りたいと思います。

今年度は北川議員から始まり、それから、青木議員がしゃべり、それから中瀬古議員、それから中村進一議員、それから、私がしゃべって、杉本議員、忘れていてすみません、杉本議員大好きですから忘れませんよ。最後に、西場議員に締めていただくという計画なんですけどね。

執行部から見たら、もうこれは困ったなど。変な答弁が来たら、これ、部長の議事録、（現物を示す）推進計画も必要だねだとか、体制も必要だねと、これ、私のバイブルで持っているんですけど、何かあったときに、もうこれは消去させていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

三谷議員の代表質問を聞いて、時間が足りなかったらあかんなんて思ってすっとスピードアップしていたんですけども、時間が余ってしまいそうなんですけど、これからちょっとゆっくりと質問させていただきたいというふうに思っております。

それから、要望なんですけれども、47都道府県で、多分、一番ひきこもり支援が進んでいるのは佐賀県だというふうに思っています。ミートの会で視察も行きましたけれども、そこは、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、ひきこもり地域支援センターをNPO法人に民間委託して、2億円ぐらいの予算があって、アウトリーチ員50人ぐらいを確保して、その周りにまたボランティアのアウトリーチ員が200人ぐらいいたと思うんですけども、かなり進んでいるところです。

NPO法人の理事長、谷口さんということなんですけれども、谷口さんに三重県に来ていただいて、4月10日午後からなんですけれども、四日市市文化会館でミートの会主催のシンポジウムをしようかなと思っています。

知事におかれては、すごく忙しくなかったら、すごく忙しかったらもう諦

めますけれども、そうじゃなかったら必ず来ていただいて、いい役割を与えますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

次に、三重県広域緑地計画についてお伺いします。

今回の中森議員の一般質問の中で、街路樹の景観の話がありました。よかったですら、津庁舎の中に植えてある木、見に行ってくださいって言われて、ちょっと見に行ってきましたが、よく分かったのは、葉っぱ1枚落としたりしないのかなど。これから紅葉が非常に美しくなる時期なんですけれども、木の紅葉を見てきれいだなと思う感性がないのかなというふうに思っていました。本当にオブジェとしてはいいかもしれませんが中森議員も言っていましたけれども、本当に残念に思いました。

それだけではなくて、そこは津庁舎の前の木なんですけれども、前の県道の街路樹は、もう何で切ったのかなって大体想像できますけれども、根本からぶった切っていて、根本から、これ、映写資料を撮ってきたんですわ。撮ってきて、根本からもうぶった切っていて、（パネルを示す）何か本当に残念ですし、木も一生懸命生きていますので、本当にかわいそうだなというふうに思いました。これが県土整備部の感性なのかなと思わせていただきました。

先ほど、三谷議員が、県の強みを生かして、強みの部分を質問されましたけれども、ワーケーションだったとか、観光だとか言うていますが、やっぱり三重の強みは自然であり、緑であって森林なんですね。やっぱり木をもっと大事にしてほしいなというふうに思っております。

そこで、質問に入りますけれども、三重県広域緑地計画ですけれども、持ってきましたが、10年前の計画なんです、ここの表題に、みどりを守り・みどりをつくり・みどりを育み、みんなで支える美しい県土、やっていることと言っておることが全然違うなというふうに思いましたけれども、この計画は、三重県における緑地等の将来像やその実現に向けた方針であり、市町が策定する緑の基本計画の指針としても活用されるものです。また、この計画は、2020年、今年度を目標年次とし、おおむね10年間の計画として策

定されたものです。

そこで、今年度は計画最終年度なので、もちろん検証も済んで、次の計画も準備しているものと思いますが、その検証結果を教えてください。また、計画は市町の指針となる計画ですが、マスタープラン策定の25市町のうち、13市町しか緑の計画を策定していませんが、市町に対してこれまでどのような働きかけをしたのか、参加しない、計画策定が進まない理由があれば、それをどう克服していきたいのか教えていただきたいと思います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** まず、三重県広域緑地計画の策定についてお答えさせていただきます。

三重県広域緑地計画は、広域的な見地から緑地等の将来像やその実現に向けた方針を明らかにするためのもので、市町が定める緑の基本計画の指針となるものでございます。

緑地には、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成など多様な機能があり、県民生活の豊かさにもつながるものでございます。また、コロナ禍においてはオープンスペースとなる緑地の確保など、緑に求められる役割はますます大きくなっております。

現行の広域緑地計画は平成23年7月に策定したもので、みどりを守り・みどりをつくり・みどりを育み、みんなで支える美しい県土を基本理念としております。この理念に基づきまして、これまで、県内の都市公園の整備や景観計画に基づく開発誘導等を通じて、緑地保全や緑化推進に努めてまいりました。

当該計画には、緑地率や1人当たりの都市公園面積など四つの指標がありますが、現在、各指標の実績値を集計しているところでございます。年度末までに検証を終えたいというふうに考えております。

広域緑地計画は、都市計画の基本的な方針である都市計画区域マスタープランと整合させる必要がございます。現在、都市計画区域マスタープランの年度内の改定を進めているところであり、同プランでは、緑地の配置など、

自然的環境の整備、保全に関する都市計画の決定方針を定めることとなります。それらを広域緑地計画に反映させる必要があることから、都市計画区域マスタープランの改定後、速やかに広域緑地計画の改定に着手し、早期の改定を目指してまいります。

次に、市町が定める緑の基本計画の策定について、お答えさせていただきます。

市町が定める緑の基本計画は、都市緑地法において、緑地の適正な保全、緑化の推進に関する措置として定めることができるとされております。

現在、緑の基本計画は、県内で都市計画区域を持つ25市町のうち、市街化が進んでいる北勢、中南勢圏域を中心に13の市町で策定されており、緑地が多い東紀州圏域では策定が進んでいない状況でございます。

県としましては、地域の実情に応じて必要な緑地の保全、緑化の推進を図るために、都市計画区域を持つ全ての市町が緑の基本計画を策定することが望ましいと考えております。

三重県広域緑地計画の改定に当たっては、その内容を市町の緑の基本計画に反映させるため説明会を開催するなど、広域緑地計画の趣旨を丁寧に伝えながら、策定が進んでない市町へも積極的に働きを行ってまいります。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） ありがとうございます。

計画を、マスタープランを終えた後でつくり直していただくと。始めレクのレクで、何か大分、執行部職員、渋っていましたので、ありがとうございました。

それと、やっぱり市町がなかなか参加しないのには、やっぱり大きな理由があると思うんですね。積極的に説明しますよって言われましたけれども、やっぱり実効性があるとかメリットがないと市町も乗ってこないの、そういうところをもっときちっと分析していただいて、結構、南の市町は、周りを見たら木ばっかりやないかと、自然ばっかりやないかと、だから、そんなの緑の計画を作らなくてもええやないかって思われる市町も多いと思うん

ですけれども、でも、我々三重県は素晴らしい自然の中で緑の中で生きていて、それを最大限活用しようということをこれから県も訴えていくので、その意義というのをしっかりと市町にも訴えていただきたいというふうに思っております。

最後に、ちょっと水野部長にお伺いしたいなというふうに思いますが、以前、知事と食事をしていたときに、東京からやってくる2人は優秀だよって言われていまして、水野部長は道づくりのプロだと、エキスパートだというふうに聞いておりました。

道は車だとか車両が行き来するのが道なんでしょうけれども、やっぱり豊かさを感じられるような道じゃなければならないし、ちょっと脱線しますけれども、もう二十何年前にアメリカに留学したときに、空港から降り立って、5車線以上のフリーウエーが通っていて、フリーウエーから降りると、歩道に緑が張ってあってスプリンクラーがあって、こんな国とよう日本は戦ったなと思いました。

ブータンに行ったときは、国王自らが、その場面、ちょっと見られなかったんですけど、国王自らが植樹柵に花を植えていたんですね。だから、道は車が行き来するのではなくて、その道を通ると幸せに感じるような、ああ、幸せだな、ふるさと感じられるようなそういった道づくり。ここに三重県におられるときは一生懸命やっていただきたいと思いますけれども、部長のお考えをお聞きしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 通る人に幸せを感じさせる道づくりについて、少し私の思いも含めてお答えさせていただきます。

人の幸せの形というものは様々だと思いますけれども、一番身近なインフラである道路に愛着を持っていただくこと、そのために行政だけではなくて、地域住民、企業等と協働して植栽や美化活動を取り組むこと、一緒につくり上げていくという幸せを大切にしたいと考えているところでございます。

例えば、私は7年前、九州の福岡国道事務所で事務所長を務めさせていた

できました。県南部にある大牟田市の国道で花街道プロジェクトという地域の方々とプロジェクトを立ち上げました。これは、市役所前の歩道や中央分離帯にノースポールという白い花を植える活動でございます。老人ホームの方、あるいは小学校の方々に苗を育てていただき、年1回11月に一斉に花を植える活動を行いました。

あわせて、この大牟田市においては、認知症の方が安心して外出できる町を目標にしておりました。そうした方々でも安心して休憩できるベンチの設置、あるいは道路パトロールの際に行方不明の方を併せて搜索する、そういう取組を地域ぐるみで一緒になって進めてまいりました。今では、約250名の方が花植え活動に参加して、7000株の植栽が行われているというふう聞いております。

また、うきは市、これも県の南のほうですけれども、市役所前の暫定2車線の国道において、将来の4車線化用地を確保しておりましたが、そこが空いておりましたので、そこを活用して、防草効果がある地元の間伐材を使った木材チップを敷き詰めて歩行空間を創出するとともに、ハナモモも植えて、観光客や地域の方々の憩いの場とするプロジェクトを始めたところでございます。

一方、三重県内におきましても、県道の美化活動を行うボランティアが124団体あるところでございます。これらの団体を含めた地域の方々との協働を、今後、各建設事務所が創意工夫しながら強化してまいりたいと考えているところでございます。津田議員におかれましても、ぜひ御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、津庁舎前の街路樹につきましては、歩道あるいは車道側に木がかなり傾いていたということから、安全確保のため、今年の1月に伐採させていただきました。しかし、その後の空間活用がなされていない、これは大変申し訳ないと思っております。花植え含めて、庁舎前にふさわしい道路空間となるように取り組んでまいります。

また、その他の植栽帯につきましても、海外とは違って、電線、電柱と

いったものがたくさんございますので、公木の管理は大変難しいところがございますけれども、道路の性格に合わせためり張りのある管理について検討してまいります。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） ありがとうございます。気持ちが伝わってすばらしい答弁だったと思います。

昔、県土整備部の常任委員会の答弁の中で、もうこれからは植樹柵を道路につくっていかないんだという部長答弁がありましたけど、非常に残念に思っておりまして、やっぱり地域と一緒になつてつくっている道づくりって非常に大事だと思っておりますので、よろしくお願ひします。

何か代表質問らしからぬ質問をしましたがけれども、代表質問は2回ありますので、ちゃんとした質問は小林正人議員が次やりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（日沖正信） 暫時、休憩いたします。

午後0時31分休憩

---

午後1時30分開議

開

議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

代 表 質 問

○副議長（服部富男） 代表質問を継続いたします。32番 谷川孝栄議員。

〔32番 谷川孝栄議員登壇・拍手〕

○32番（谷川孝栄） 皆様、こんにちは。会派草莽、熊野市・南牟婁郡選出の谷川孝栄です。どうぞよろしくお願ひいたします。



まずは、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになりました方々に謹んで哀悼の意を表します。また、最前線で引き続き御対応いただいている医療関係者、行政をはじめ関係者の皆様に心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

また、昨日、三重県の特に伊勢市とのゆかりが深いパラオ共和国のクニオ・ナカムラ元大統領が御逝去されたということで、パラオ共和国の御発展と、三重県とパラオ共和国との橋渡しに大きな御功績を残されたことに敬意を表しつつ、御冥福をお祈りいたします。

今日は一般質問ではなくて、代表質問というのは初めて登壇させていただくんですけども、若輩者の私に代表質問という貴重な経験の場をお与えいただきました、厳しくも温かいお仲間の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

草莽という会派名は、吉田松陰先生の草莽崛起という言葉の草莽からいただいております。草莽とは、一市民として、民間にあつて地位を求めず、国家的危機の際に国家への忠誠心に基づく行動に出る人たちということで、今日は三重県民の意見を崛起、立ち上がらせる気持ちを少しだけ込めて質問させていただきたいと思います。

草莽は今6人なんですけれども、今ちょっとざわざわしている感じで、慌ただしくもありますが、今日は会派草莽の6人の気持ちを込めながら、質問させていただきたいと思います。

まず最初に、菅新内閣が発足し、スピーディーな改革が進められています。今月7日には、総理官邸で第1回目の規制改革推進会議が開催されました。菅総理は、会議の議論を踏まえ、特にデジタル化への対応が重要だとし、デジタルの持つ可能性を十分に発揮し、規制改革を進めていただきたい、また行政手続では、書面・押印・対面主義の見直しを抜本的に進めていくとの発言がありました。

県のほうでも、先般、知事から、令和3年度三重県経営方針（案）が発表され、DXの推進が示され、ちなみに、DXというのは、デジタルトランス

フォーメーションとあって、ICT、いわゆる情報通信技術の浸透が、人々のあらゆる面でよい方向に変化させるということですが、知事は、国のデジタル庁創設をはじめとした行政のデジタル化やデジタル技術の社会実装に向け、スピード感を持った検討が進められており、本県としても、県庁のデジタル化のみならず、社会構造の変化や社会全体の行動変容が進むことを見据え、民間団体などの様々な主体や市町も巻き込んだ県全体の改革を推進する必要があると力強い発言をいただきました。

また、知事は、10月1日付で、まさに規制改革を担っている河野太郎行政改革担当大臣の直轄チームでもある内閣府規制改革推進室へ県の職員を1名派遣されたところですが、10名ほどで構成される大臣直轄の精鋭チームだとお聞きしており、三重県としても大いに期待のできる派遣であると思っています。

知事も定例記者会見で、何よりスピード感を大切に、国民や社会から見て価値を創造する改革の推進に大いに尽力し、その成果を三重県に持ち帰ることを期待していると発言されていました。また、昨日は、デジタル庁創設のための準備室にも1名を派遣されたとの発表がございました。

国の規制改革の推進や県のDXの推進、職員の内閣府規制改革推進室などへの派遣、いずれもがタイミングよくシンクロして、国と地方の改革が進んでいくのではないかと期待するところです。

そこで知事にお伺いいたします。

県において、スマート改革を発展させ、DXの推進に挑戦していく中、国の規制改革などの取組に対して、知事の菅内閣への期待をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 県においてスマート改革、デジタルトランスフォーメーションの推進に挑戦していく中、国の取組に対する、菅新内閣に対する期待ということで答弁させていただきます。

私は、令和2年4月から、総理が本部長を務める国のIT総合戦略本部の委員を務めるとともに、今般、デジタル庁の在り方やIT基本法の改正など

について議論する、国のデジタル改革関連法案ワーキンググループの委員にも就任し、昨日開催された第1回会議においても、デジタル改革の基本的な考え方や関連法案の整備等についての議論に、都道府県を代表して参画したところであります。

また、菅新内閣における動きに即応し、先般の全国知事会の会議において、全都道府県知事で構成されるデジタル社会推進本部の設置を私からも呼びかけ、10月5日付でその副本部長を拝命いたしました。

デジタルトランスフォーメーションを推進するには、技術・人材・ルールの三つの観点から取り組む必要があると考えています。特に、ルールの点においては、国による規制改革の取組が不可欠であり、知事会としても提案していくよう呼びかけているところであります。

今般の新型コロナウイルス感染症の対応では、各種給付金等の事務処理において、従来からの紙での申請等手続や人手での対応により、県民の皆さんや職員に相当の負荷が生じ、行政分野におけるデジタル化・オンライン化の遅れが浮き彫りになりました。

県においては、令和2年度より、スマートガバメント、県庁改革、スマートワークスタイル、官民で実現する新しい働き方、スマートソリューションズ、テクノロジー活用による社会課題解決の加速の三つの変革の柱に基づき、スマート改革を進めてきたところですが、国の動きも踏まえてこれを発展させ、県民の皆さんの利便性向上や社会全体の生産性の向上を最優先課題として、民間団体などの多様な主体や市町も巻き込んだ三重県全体の変革を、スピード感を持って推進してまいります。

デジタル技術の活用を前提とした既存の制度や慣行・ルールの見直しの観点からは、三重県における約3000の行政手続に係る押印は、原則廃止に向けて進めることとします。

その約8割を占める法定手続については、国から出されるガイドライン等の内容を踏まえ、適切に対応することとし、残り約2割を占める県独自の手続のうち、押印を求めている約300の手続については、年内に見直しの方

性を取りまとめるとともに、10月中にもできるものから廃止に着手し、年度内には完了させる方向で進めます。

なお、行政内部の手続についても、押印廃止に向けた検討を既に始めており、可能なものから速やかに廃止し、規則等の改正が必要なものについても、年度内に廃止を完了させます。

規制改革とデジタル化の推進は表裏一体の部分があるという河野行政改革担当大臣の発言もあるように、規制改革とDXの推進にぜひとも力を入れていただきたいと考えておりますが、大胆な改革の実現のためには、国と地方が一体となって検討・取組を進めていくことが不可欠です。

地方自治体からの視点を取り入れていただくため、10月1日から、本県職員1名を内閣府規制改革推進室へ派遣しました。県職員だからこそ気づくことのできる行政の無駄や規制による弊害の発見など、貢献できることはたくさんあると期待しているところです。

加えて、10月19日からは、内閣官房IT総合戦略室へも、本県の若手職員1名を派遣することとしています。デジタル庁創設をはじめ、行政のデジタル化に向けた検討が急ピッチで進む中、国と地方が連携を強化することで国内のデジタル化が進展することを望んでいます。

地方での変革を後押しすべく、国においては、地方への人的・財政的支援、インフラ整備、そして規制改革を強力かつ迅速に進めていただきたいと考えております。

菅新内閣によるデジタル化に向けたスピード感と実行力を持った動きを大変頼もしく感じており、私も、国の会議、全国知事会場の場を通じて、地方の意見をしっかりと伝えてまいりますので、活力ある日本をつくり上げていただくことを期待しています。

私は、2003年に菅総理が、当時の経済産業政務官になられたときからお付き合いをいただいておりますけれども、やると言ったらやるという方ですので、この規制改革、デジタル化についても、やると言ったらやると、この総理の御意志の下、しっかりとスピード感を持って進展していくと期待

していますので、我々もしっかり協力・貢献していきたいと思えます。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） 今、スマート改革に県庁も取り組んでいただいているという、スマートという言葉が何回も出てきたのでちょっとどきっとしながら聞いておりましたけれども、すごく早い対応に感謝を申し上げたいと思えます。

そして、菅内閣になってから、いろんな改革がすごいスピードで進んでいると思うんですね。まだ本当に1か月たっていない状況の中で、これだけの改革が今進めていただいているということで、今後、今は判この話もありましたけれども、行政手続の押印廃止の次は、納税のキャッシュレス化とかオンライン化という話もう出てきていますので、自治体向けのマニュアルの作成も検討しているということですが、とにかく早いスピードなので、県にとっても対応が本当に大変な作業になると思えますけれども、国の改革のスピードに乗り遅れないようにとは思うものの、県庁の現場が混乱しないように、丁寧に着実に進めていっていただきたいと思えます。

そして、縦割り行政の壁というのをどんどん取っ払って、多部署横断的なことが増えてくるのだらうと思えます。各部署とも力を合わせて取り組んでいっていただきたいと思えます。

今日の質問は、そういう縦割りをちょっと取っ取っていきましょうという内容に一応なっているんです。先ほど知事が、津田議員への答弁でもありましたように、令和の日本列島改造論、そういうことが今からすごく大切だと思っているので、特に県民の命とか生活を守るという観点からの、県民が今すごい努力をして、自分たちはすごく努力をしていただいているんやけれども、命を守るために県が、国が一緒になって、力を合わせて変えていかないとはいけないというようなことに限って、今日は質問させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、2問目に入らせていただきます。国土強靱化対策についてであります。

令和3年度三重県経営方針（案）で、令和3年度の三重県の経営に向けて、三重とこわか国体・三重とこわか大会、太平洋・島サミットの大成功に向けての取組とともに、東日本大震災、紀伊半島大水害から10年の節目を迎えることから、改定予定の三重県国土強靱化地域計画に基づき、強くしなやかな県土づくりに向けて、ソフト、ハードの両面から、防災・減災、国土強靱化の取組を強力に進めていきますとあります。

また、激甚化・頻発化する水災害や南海トラフを震源とする地震等の大規模災害に備え、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策も活用しつつ、防災・減災、国土強靱化の取組を進めているということで、積極的に取り組んでいただいているところではありますが、今後ももちろん継続して御対応いただく必要があります。

三重県議会でも、国に対して、防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を全会一致で可決し、国の関係機関へ提出されたところです。また、三重県内29市町全ての議会においても同様に、意見書が採択されました。この三重県民総意である思いを国においてしっかりと受け止めていただきたいと思うところです。

そこでまず、国土強靱化対策を論じる上で、道路というのは、まさしく防災・減災という観点からも、背骨となる部分です。特に、高速道路や高速道路と市街地や観光地を結ぶアクセス道路は、災害時には避難路や、場合によっては避難場所にもなり、救命救急や復旧活動を支えるという意味でも早急に整備を進めていかななくてはならないと考えています。

水野部長の国土強靱化対策としての道路整備に対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 国土強靱化に資する道路整備についてお答えさせていただきます。

まずは、国土強靱化対策の継続・拡充に関する意見書を議決、そして提出していただきましてありがとうございます。さらに、先ほど御紹介がござ

いましたが、県内全ての市町の議会でも、10月9日までに議決していただきました。重ねて感謝いたします。

国土強靱化に資する道路整備につきましては、頻発化・激甚化する災害から速やかに復旧・復興するために、橋梁耐震対策やのり面对策等の局所対策とともに、道路ネットワークを強化することが必要でございます。

特に高速道路や主要幹線道路については、発災直後から緊急車両の通行を確保し、かつ迅速に一般車両の通行も確保できる強靱で信頼性の高い道路ネットワークの構築が急務でございます。

このため、ミッシングリンクの解消、4車線化、ダブルネットワーク化を早期に進めていかなければなりません。命の道である近畿自動車道紀勢線をはじめ、高速道路の早期実現に努めてまいります。

また、これらの幹線道路ネットワークと市街地や観光地等の主要拠点を結ぶアクセス道路の整備についても、災害時の救助、医療活動等の迅速化や被災者の生活環境の確保などの観点から必要でございます。

例えば新名神高速道路菟野インターと湯の山温泉街を結ぶ菟野バイパス、約2キロメートルにつきましては、災害時の緊急輸送、平常時の観光振興を担うため、整備を進めてまいります。現在、用地取得は約7割の状況であり、早期着工に向けて地元の協力を得ながら、用地の取得に努めてまいります。

このほか、広域的な防災拠点としての役割を担う防災道の駅の整備、避難場所として活用するための道路構造の改良、A Iカメラを用いたモニタリングネットワークの構築など、新たな視点での取組も重要と考えております。

引き続き、平常時・災害時を問わない強靱で信頼性の高い道路ネットワークの整備を加速してまいります。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） 今、防災道の駅の整備とか道路構造の改良、それからA Iカメラを用いたモニタリングネットワークという、耳に新しい言葉なんですけれども、道路ネットワークを防災の観点からもより強靱化にしていいただき、いざというときに人々の命とか生活とかをちゃんと守れる道路に整

備しておいていただけるように、引き続きお願いしたいと思います。

その新しい取組には、すごい大きな期待をしているところであります。さっき言ったアクセス道路、館議員のところの菰野バイパスのことも言っていたいたんですけど、今度、リニア中央新幹線の駅がもしできるとしたら、そこへのやっぱりアクセス道路とか、将来的にいろんなことを考えていかないといけないと思いますので、前倒しているいろんなことを想像しながら、頑張っていたきたいなと思うところです。

災害が起こったときのやっぱり復旧とか、いろんな作業って、どうしても道路次第になるんですよね。だから、県民の命を守るという観点からも、引き続きの道路整備をよろしくお願いしたいと思います。

次に、河川整備についてお伺いします。

ここ近年、台風でもないときの大雨がすごく多くなっています。地球温暖化の影響もあるのだと思いますが、台風でないときの、油断しているときの集中豪雨にすごく冷や冷やさせられるときが増えてきました。

9月25日には、24時間降雨量が尾鷲市で294ミリ、御浜町で287.5ミリ、熊野市で233.5ミリとなり、記録的短時間大雨情報では、120ミリを超えるところが幾つか出てまいりました。

当然、側溝とか、河川とか、堤防が急激な雨量のため容量をもう超えてしまっていて、あふれてしまうという箇所も多いわけです。従来の側溝とかの基準では、もう十分に水を流せるものではなくてきているのではないかなと思うところなんです。

国の国土強靱化年次計画2020の中に、流域治水という考えの下、ソフト、ハード対策を河川の流域全体で総合的に行う方針となっております。

流域治水については、河川の流域全体での防災対策としての流域治水の推進なんですけれども、この後、流域治水については自民党の野村議員が詳しく質問されるということで、詳細については私のほうからは控えますけれども、県でもぜひ推進をお願いしたいと思います。

県では、河川について、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置



などを積極的に進めていただいているおかげで、私たちが雨が降ったときに心配する河川の水位が上がってきたときも、危険を冒して川の水位を見に行かなくても、今、防災みえ.jpで水位が全部、データですぐ分かるので、川を見に行かなくてもよくなったというのはすごくありがたいことだと思っています。

この河川本体への対応がまだまだ不十分だなんて思うところも幾つかあるんですけども、今後どのように国土強靱化対策としての河川整備を進めていっていただくおつもりなのか、取組の方針についてお聞かせいただきたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 国土強靱化に資する河川整備についてお答えさせていただきます。

国土強靱化に資する河川整備につきましては、気候変動によって頻発化・激甚化する水災害のリスク増大に備えるために、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進してまいります。

このため、ダム、堤防、河道拡幅などの整備を加速するとともに、流下能力を回復し、洪水被害軽減に即効性のある河川堆積土砂撤去や避難のための時間を確保する粘り強い堤防の整備による事前防災を推進してまいります。

また、危機管理型水位計や簡易型カメラの設置など、ICTの活用も充実してまいります。

例えばハード対策として、亀山市内の一級河川椋川では、平成24年の台風で浸水被害が発生したところであり、最大のボトルネック箇所となっていた椋川橋につきまして、橋の長さを18メートルから28メートルにする架け替えを平成28年度から進めてまいりました。今年度末に完成予定であり、引き続き、上流部の河道拡幅等を進めてまいります。

また、紀北町内の二級河川赤羽川におきましては、国道42号の上流右岸で、今年度から粘り強い堤防の整備を行っております。今年度内に100メートルが完成する予定であり、残り400メートルにつきましても、令和4年度の完

成を目標に整備を進めてまいります。

さらに、新しい取組である流域治水を推進するとともに、これら事前防災対策を加速し、大規模自然災害に対する被害軽減に努めてまいります。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） 流下能力を回復という言葉がありました。流下能力って、流れる水の能力を回復するためのやっぱり一番早い対策は河川堆積土砂撤去なので、とにかくそこは、もう前からですけど、進めていただきたいことと、堤防の整備で、やはり高さを上げていただくというのが住民にとってはすごく安心につながると思っていますので、ぜひそういうところからまた進めていただきたいと思います。

さっきも申し上げましたが、町内ですとか、または県道や国道の道路の側溝、ありますよね。側溝がやはり詰まっていたり、流量というのかな、流下能力を高めていかないと、どうしても町なかに水があふれてしまうということが続きますので、その辺、市町の事業にもなりますし、国全体でそこはもう変えていかないといけないときに入っていると思っていますので、そういうことも考えながら、規格を変えていただくというようなことも考えていただきたいと思うところです。

一度水害を経験した人というのは、私もそうですけど、雨が長く降るとちょっとトラウマがあって、すごく不安がよみがえるんですね。あれ、これまた水害みたいになるんじゃないやろうかというような、そういうやはり経験している人たちからすると、何かちゃんとした安心が欲しいわけなんです。

だから紀伊半島大水害から10年と言っても、何かしらハード面とかでの対応があって、こういうふうには水を流していくよという強い何か指針的なものがあるこそ、初めて安心が得られると思うんです。

だから、来年、10年目の節目を、言葉だけの節目で終わらせるのではなくて、住民が真の信頼と安心を得られる節目としていただきたいと切に願います。よろしく願います。

それでは、次に、度重なる台風や豪雨などにより、実際に影響を受けた公

共土木施設の整備への安全対策についてお伺いしたいと思います。

公共土木施設の整備や復旧も大切な問題です。大きな災害による施設などの損壊は、災害復旧事業により比較的早く対応されますが、それに漏れるようなものもあり、いつ復旧されるのかとか、安全性はどうなっているのかとそれぞれの地元で心配されているケースがあります。

例として、私の地元の案件で大変恐縮ではありますが、鵜殿港の東防波堤のケーソンが破損している問題というのがあるんですけど、この映像資料をちょっと御覧ください。

(パネルを示す) 一番上の写真を見ていただくと、鵜殿港全景なんですけど、下の左のほうのところ破損している部分なんです。これを見たら、ああ、そんなでもないかと思うけど、右を見てください、この破損しておる部分、めっちゃ大きいんですね。人が立っているのが分かると思いますけれども、こういう大きな部分の破損です。

この鵜殿港の場合ですとか、ここにまた度重なる台風などで、復旧工事を進めていただいても、また波によって破損が進んでしまっていて、これは地域経済に重要な役割を担っている鵜殿港の安全利用に、今、支障が出ている状況であります。

また、先般の台風14号の被害で、今週月曜日に知事も早速駆けつけていただきました紀宝町浅里地区の地すべりからの県道小船紀宝線へ流れ込んだ土砂災害、地すべりの対策で安全が確保できる形の迂回路を早急に整備していただきましたが、さらに土砂が県道を覆ってしまっています。

そのような具体的な例もお示しをしたところですが、安全確保が必要な公共土木施設について早急な対策が必要であると考えますが、県としてどのような対策を講じていくのかお聞かせください。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長(水野宏治)** 公共土木施設の安全対策についてお答えさせていただきます。

公共土木施設の安全を確保するためには、まず、施設本来の機能が失われ

ないように、確実にメンテナンスを行うことが重要でございます。

県では長寿命化計画を策定し、予防保全の観点も取り入れながら、着実にメンテナンスサイクル、点検・診断・措置・記録を回しているところであり、引き続き、安全・安心を確保してまいります。

しかしながら、台風や豪雨災害等により、突然損壊する公共土木施設も多くございます。損壊の放置によって地域の安全が脅かされることがないように、県としては早期復旧に努めてまいります。

例えば、紀宝町の鵜殿港の東防波堤のケーソンにつきましては、一部破損が生じたため、平成29年度に応急復旧に取りかかりましたが、その後も台風の来襲ごとに破損が拡大している状況でございます。

復旧に当たりましては、熊野灘沿岸の非常に激しい波浪に対応するために、近傍において設置している1個当たり25トンの消波ブロックの倍以上の重量である64トンの消波ブロックの設置を行っているところでございます。

先月実施しました防災訓練におきましても、大規模地震発生時に国道42号が使えない場合には、東紀州地域の緊急輸送路を確保するくしの歯作戦の一つとして、鵜殿港の活用を含めた海上ルートの確保の重要性が改めて認識されたところでございます。

鵜殿港を利用している地域産業、水産業等の経済活動にも支障が生じないよう、現在の復旧目標である令和5年度から可能な限り前倒しできるよう、現場も含めて取り組むよう指示したところでございます。

また、先日の台風14号により、紀宝町浅里地区におきまして発生した地すべりにつきましては、治山事業として対策が進められておりますけれども、県道にも被害が及んでおり、通行止めとなっております。

現在は、近傍の農道を迂回路として活用しておりますが、幅員が2.5メートルと車が擦れ違えない状況にあるため、拡幅を行うこととさせていただきます。

具体的には、現在、設計・用地調整を行っており、幅を5メートルとする拡幅工事を年内には着工し、近くには飛雪の滝キャンプ場もあることから、

来年の夏休みまでに完成すべく、全力で取り組んでまいります。

なお、迂回路につきましては、拡幅工事中も通行可能でございますので、キャンプ場への通行も含めて、安心して御利用いただきたいと考えております。

引き続き、災害発生時には、現場で活躍していただく建設業等の方々とも連携を取りながら、一日も早い復旧・復興に向けた取組を全力で進めてまいります。

[32番 谷川孝栄議員登壇]

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。あっ、ありがとうございますと言ったら駄目なんや。すみません。昨日勉強会があって、答弁のときに、答弁ありがとうございますとなるべく言わないようにと思っていたんですけど、ありがとうございます。

それで、鵜殿港については、県内唯一の製紙会社、北越紀州製紙株式会社が鵜殿港を利用しておりますので、多くの雇用があり、紀宝町にとって一番大きな企業と言っているの、引き続き、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

また、浅里地区については、紀伊半島大水害から今で9年半をかけて、力を入れて頑張って復旧してきたところなんですね。さらに飛雪の滝キャンプ場などを活用して、復興を成し遂げてきた、今、途中なんです。浅里地区の皆さんは、これまですごい努力をして、すばらしい自分たちの地域を活用して頑張っているところなんですね。

どうか、農林水産部が今やっただいておりますけれども、農林水産部と県土整備部、力を合わせて協力しながら、浅里地区の早期復旧をよろしくお願ひしたいと思います。

また、公共土木施設の長寿命化を考えたときに、例えば伊勢市の宮川橋なども老朽化が進んでいるのを、現在、伊勢市が事業として進めているところですが、これ、奥野議員のところなんですけども、これは国の支援も必要になってくる話でございます。

宮川橋の歴史というのはやはり古く、仮橋や木造の橋の明治時代から多くの人々の往来を支えて今に至ります。令和になった今も、地元の方々の安全な暮らしを支えていくためにも、国との協力を、これをまさに橋渡しをしていただきたいと思います。

そして、県内のいろんな地域でそんなような事例があると思うんですね。ぜひ、公共建築物の安全対策が必要なところを、早め早めのチェックをしていただいて、現在の地球温暖化の影響に対応できる、でき得る引き続きの対策をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、防災・減災として流域治水というのと、環境面にも配慮したグリーンインフラという観点も取り入れていっていただきたいと思ひます。

(パネルを示す) 映像の2枚目の資料を御覧ください。このグリーンインフラというのも、国土強靱化年次計画2020の中に、国のほうで紹介をされているグリーンインフラですが、これは部局横断型ですけれども、防災・減災のそれこそ国土強靱化を目指す考え方で、命を守る対策をお願ひして、この質問を終わりたいと思ひます。

このグリーンインフラについては、予算決算常任委員会の総括質疑で東議員がたっぷりされるのではないかと思ひますので、今日は私のほうからは予告という形でさせていただきたいと思ひます。今日は、残念ながら、関連質問はございません。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思ひます。

次に、国立公園についてお伺ひいたします。G o T o国立公園という名前にしておりますが。

国土強靱化対策として災害に強いインフラ整備をしていただくことは、地方の経済活動を行うためには必要不可欠です。その道路整備が着々と進み、昨年はインバウンドの観光客も過去最多となりました。

しかし、今年は新型コロナウイルス感染症の影響でインバウンドの観光客が激減し、観光業は大きな痛手を負いました。しかし、国のG o T o

Travelキャンペーンや県のみえ旅プレミアム旅行券などで少しずつ活気を取り戻しつつあります。

菅総理は、9月29日に総理官邸で、観光戦略実行推進会議において、感染対策を講じながら、当面、観光需要を回復させるために必要となる政策プランを、観光庁だけでなく、文化施設、国立公園を含め、多くの役所に関する政策であり、その復活のためにはそれぞれの省庁が知恵を絞る必要があると発言されたのをきっかけに、全国で国立公園への注目度が上がっています。

国立公園を所管する小泉進次郎環境大臣は、この機会を捉えて、感染対策を万全に行いつつ、このGo To Travelキャンペーンを利用して、ぜひ国立公園にも行っていただきたい、Go To国立公園という思いでそのPRをしていきたいという言葉を使ったのですが、三重県にある二つの国立公園、伊勢志摩国立公園と吉野熊野国立公園ですが、この三重県の国立公園の魅力を高め、さらなる誘客の促進につなげていくために、県としてどのように取り組んでいくのかお聞かせいただきたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、本県の国立公園へのさらなる誘客に向けた取組についてということで御答弁させていただきます。

三重県は、人々の営みと豊かな自然が織りなす景観が特徴の伊勢志摩国立公園と、ユネスコエコパークを含む、深い渓谷や熊野灘の雄大でダイナミックな景観が特徴の吉野熊野国立公園を有しております。

伊勢志摩国立公園では、平成28年に、環境省が進めます国立公園満喫プロジェクトの先導的モデルとして選定されておまして、官民が連携した快適な利用環境の整備や町並み等の景観保全、エコツーリズムの推進等、魅力の向上に向けた取組を進めてまいりました。

その結果、平成27年に3万3000人であった訪日外国人利用者数は、令和元年には約2.2倍の7万1000人に増加し、インバウンド獲得に一定の成果を上げることができました。

また、吉野熊野国立公園では、世界遺産である熊野古道やその周辺整備に

取り組むとともに、大杉谷登山歩道におけるボランティアによる整備や県による災害復旧工事など、官民が連携した適切な維持管理に努めておるところでございます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、国内外の観光需要は大幅に減少し、国立公園の利用を伴うツアーや宿泊等を提供する観光事業者にも大きな影響が出ております。

こうした中、観光需要を回復させる上で、国立公園は豊かな自然の中で密な環境を避けつつ、様々な魅力を楽しめることや、ワーケーションなど新たな働き方を体現する場所としてさらなる利用が期待されております。

このため、県では、新しい働き方やライフスタイルの一環として、国立公園におけるワーケーションを推進するため、伊勢志摩及び吉野熊野の両国立公園において、取組を進める事業者と情報交換も行いながら、雇用経済部や観光局をはじめとする関係部局と連携しまして、その取組を支援していきたいと考えております。

また、県内の国立公園を訪れた人々がその魅力を満喫し、安全で快適に滞在していただくために、両国立公園において関係市町等と連携し、老朽化したトイレの改築や洋式化、遊歩道の整備などを行うとともに、案内標識の多言語化を実施し、感染収束後のインバウンド復活を見据えた施設整備を着実に進めてまいります。

さらに、誘客促進に取り組む観光事業者や宿泊事業者と連携し、国立公園の豊かな自然や歴史、文化を体感できるエコツアーやイベント等のブラッシュアップを進めますとともに、滞在期間の増加に向けまして両国立公園の周遊プランの実現に向けた事業者間の連携強化やマッチングに取り組んでまいります。

あわせて三重県観光連盟公式サイト、観光三重において、安全・安心な観光地三重のPRを行いますとともに、国立公園で体感できる多彩な自然体験やアクティビティーに関する情報を集約し、新たに一元的に発信することで、ワーケーションを含めた幅広い利用層の誘客を図ってまいります。



また、国立公園を所管する環境省や観光事業者と連携を図りながらSNSを活用して、国立公園の魅力をタイムリーかつ効果的に発信してまいります。

今後も、両国立公園の自然豊かな環境を適切に保全していくとともに、安全で快適に利用できる施設整備やワーケーションの推進により、国立公園の新しい利用価値を提供してまいります。

さらに、人々の営みと豊かな自然が調和する伊勢志摩と大自然が刻んだ絶景の宝庫、吉野熊野を舞台とした広域的なエコツーリズムを推進することにより、三重県の国立公園の魅力向上を図り、さらなる交流の拡大や誘客の促進につなげてまいります。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ちょっと途中で、農林水産部長の答弁じゃないような気がしてきて、まるで南部地域活性化局か観光局か、周遊プランをとか、いろいろ言っていたのが、何か前田部長のお口から出るというのは、途中でちょっとつぼにはまってしまって、ありがとうございます。すみません。

そうやって、やはりこれも、縦割りの打破だと思うんですね。農林水産部が所管する国立公園、だけれども、観光誘客に向けているこれは観光局や、また南部地域活性化局、でも整備するのは県土整備部というふうに、やはりちょっといろんな部局が携わっていただくので、ぜひ連携しながら頑張っていたきたいなと思うところです。

担当は、みどり共生推進課ですよ。ということは、デジタル庁に派遣された方はそこから行っていらっしゃるとお聞きしております。ぜひワーケーションも含めて、多様性のある、それこそDXの推進というのが絡んでくると思いますので、新たな誘客をお願いしたいと思います。

話、全くそれなんですけれども、今日は、実はアニメの「鬼滅の刃」の映画の公開日なんです。私も観に行こうと思っているんですけれどもね。吉野熊野国立公園には、鬼ヶ城というところがあるんですね。「鬼滅の刃」の話をちょっとしてすみませんけれども、「鬼滅の刃」には、鬼殺隊という鬼をやっつける人たちがいるんですけれども、それのお館様という長の人のお名

前は産屋敷さんというんです。産屋敷さんというのは、実は南郡熊野にたくさんいるんですね。だから何かゆかりというか、あるんじゃないかなって思うんですね。

そういう伊勢志摩国立公園も吉野熊野国立公園も、やはり海がきれいで、緑がきれいでというその自然のいいところを生かしながら、例えばちょっとトトロが出てきそうなところもあるし、アニメとか、そういう子どもたちが喜びそうなこととの連携というのもしてもらって、そういう楽しい気持ちとか、想像する気持ちとか、自然に触れる気持ちとか、そういう視野を広く、楽しく夢を膨らませるような取組にしていっていただきたいなと思うところがあります。

今、国立公園って5年に一度見直しをさせていただいて、範囲を広げるとか、狭めるとか、どういう活動をするかという見直しもさせていただいていると思うんですけども、ぜひそういうことも、子どもたちが喜びそうなことも情報発信させていただいて、御家族で楽しめるような周遊プランとかもつくっていただけたらうれしいなと思うところなので、お願いしておきたいと思います。

それでは、次の質問に行かせていただきたいと思います。

次は、菅総理が、次もですけど、菅総理が就任早々に掲げた不妊治療の保険適用拡大に向けた検討が本格化しています。

厚生労働省では、現行の不妊治療助成制度について治療に係る費用の調査を行い、来年度から所得制限をなくす方向で検討を進めるとともに、治療開始時に合わせて設定されている回数制限の見直しも検討すると報道されています。

さらに、田村憲久厚生労働大臣は記者会見で、不妊治療のために休みが取れる環境を社会に実装できるようにしたいと発言されました。柔軟な休暇取得など、不妊治療と仕事の両立に向けた環境整備に取り組む意欲を示されました。

三重県では、平成18年からいち早く国の不妊治療助成制度にプラス上乘せ

をして、その支援を段階的な所得制限の緩和や男性の不妊治療、それから不育症治療への助成制度も追加してくれたり、充実したメニューにより不妊に悩む方々への支援をしてくれているのは承知しております。

そして、昨日、その講座をしていただいたとお聞きしております。その内容を読めば、この質問をしなくてもよかったぐらいなんじゃないかなって思うぐらい、いい内容の講座だったと思います。ちょっと聞けなかったんですけども、後で資料を頂戴いたしました。

国のほうは、まだまだ調査に入る段階なので、具体的にはどういう方向になるのかは分かっておりませんが、不妊治療費への支援の状況と国の動きへの対応についてどうお考えかを聞かせていただきたいと思います。

そしてまた、不妊治療の継続については、経済的な負担だけでなく、心理的な負担もとても大きいものです。私も何年前、30年はたったのかな。二十五、六年前ですかね、8年間の不妊治療を経験しているので、その間に経験した不妊症の、まず検査や治療や不育症や流産、自分が経験したことを思い出して、ちょっとこの原稿を書きながらうると来てしまったんですけど、当時の場合は、私は自営業だったため、自由に休めたんですね、仕事。だけど、その間の収入はないわけで、当然、費用を工面するのも大変でしたし、そういう不妊治療の負担から休職や離職につながるケースというものも多々あると思うんです。なので、仕事と治療の両立の支援というのは、田村厚生労働大臣の発言にもあるように、大きな問題であると思っています。

また、昨今のコロナ禍で、感染の不安の中で、不妊治療を継続していくということが本当に難しい場合もあると思うんですね。特に仕事も治療も感染予防もというと、めげてしまったり、子どもを持つことを諦めてしまわないかととても心配しております。

不妊治療を休止している方へのケアや中断している方が再びチャレンジできるようなことも含めて、心のケアが今必要となってきていると思います。

仕事と両立できる環境整備やコロナ禍での不妊治療に心理的な負担を感じている方への支援についての取組状況と今後の方向性をお聞かせいただきたい

いと思います。お願いします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 不妊に悩む方への支援についてお答えいたします。

まず、経済的支援についてです。

近年の晩婚化等を背景に、不妊治療を受ける夫婦が増加しており、不妊に悩む夫婦への経済的支援として、県はこれまで、先ほど議員から御紹介いただきましたように、国補事業の特定不妊治療費助成に加え、国に先駆けて男性不妊治療費助成を行いました。

また、現在は、県単独の補助事業として、国補事業への上乗せ助成、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数の追加、不育症治療費への助成などを行う市町に対し、費用の一部を助成しています。

さらに、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援として、夫婦の合算収入が前年同期間に比べ10%以上減少している方を対象に、現行の特定不妊治療費助成に加え、5万円を上限に上乗せを行う県独自の制度を新設したところです。

一方、国において、保険適用拡大も視野に入れた経済的な負担軽減の強化の動きもあることから、今後の動向を注視し、県の助成制度の在り方を見直すことも必要であると考えています。

例えば、保険適用治療の範囲、対象者の範囲、その上での国としての他の支援の有無等を考慮した上で、県としての支援の在り方を検討してまいります。

次に、精神的負担の軽減についてです。

不妊に悩む夫婦は、様々な不安と葛藤を抱えているため、これまで県の不妊専門相談センターにおいて悩み等を傾聴するとともに、当事者が交流できる場を設けるなどの支援を行ってきました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により治療の継続などに不安を抱えている方が増えていることから、本年9月から、不妊専門相談センター

の相談時間を延長したところです。

今後は、不妊専門相談センターの相談員の質の向上を図るとともに、身近な立場で不妊に悩む方に寄り添い、悩み等を傾聴するピアサポーターを養成するなど、相談体制を充実してまいります。

また近年、治療を受けながら仕事を続ける方が増えていますが、昨年度、当事者の実態を把握するために本県で実施したアンケート調査では、不妊治療と仕事の両立が難しいと感じている方が66%、治療のために離職や転職をされた方が14%と多くの方が不妊治療と仕事の両立に悩まされていることが分かりました。

このことから、不妊治療と仕事の両立を推進する機運の醸成や不妊治療を受けやすい環境づくりを推進するため、経営者団体、労使団体、医師会等と県の6者による連携協定を昨年12月に締結しました。

この協定に基づき、昨日、不妊治療への理解の浸透を目的とした不妊治療と仕事の両立を考える講演会を、ウェブも活用しながら開催したところです。

今後は、企業の業態によって職場の課題が異なることから、業種別のセミナーの開催などにより、休暇や福利厚生などの制度設計の支援を図り、働きながら治療を受けやすい環境づくりをより一層推進してまいります。

引き続き、国の動向にも注視しつつ、特定不妊治療費助成などによる経済的支援とともに、相談体制の充実や不妊治療と仕事の両立ができる環境整備を促進するなど、経済的、精神的支援の両輪で不妊に悩む方への寄り添った支援に取り組んでまいります。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

**○32番（谷川孝栄）** ぜひその制度設計を進めていただいて、職場とかにも御理解というのが一番大変だと思うんですけど、そこを進めていただきたいと思います。環境整備というのがすごく、まずは大事だと思いますので、周りの方に御理解いただきながら、御協力いただきたいなと思うところです。

うちの会派の倉本議員ともたまに話をするんですけども、県内の、29市町の中で、不育症の治療費等助成事業というのを、大体のところ、やってい

ただいているんですけど、桑名市と木曾岬町だけまだやっていないので、ぜひその辺も進めていただいて、実施していただける状況になればいいねといつも話しております。

私はいつも女性の健康政策について質問させていただいておりますけれども、医師であって参議院議員である自見英子議員に御指導いただいているんです、液体ミルクのときもそうだったんですけれども。

そこで、生まれてから次の世代を産むまでを一サイクルとして捉えて、切れ目のない、一環しての不妊治療というのがあるべき姿だよねというのを教わりました。赤ちゃんを望む方が安心して産める環境づくりというのを進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、あと、これは要望なんですけれども、今、赤ちゃんを産むときに、新型コロナウイルス感染症の関係で誰も立ち会えないんですよ。せめて出産時というのには、どなたかお身内の方がそばにいられるようにしてあげてほしいんです。これは、女性にとって、命をかけて命を生む瞬間なんですね。女性には一生で一番頑張るときなんです。そういうときに、やはり家族の励ましというのが何よりも力になるんです。

だから、そういう新型コロナウイルス感染症の関係で仕方がないというのじゃなくて、命が生まれるとき、もしくは、今亡くなる時も付添いができないという状況になっています。だから、命の始まりと終わりには、絶対に誰か身内が近くにいられるように、ここはお願いしたいと思いますので、よろしく御検討ください。

続きまして、乳がんの早期発見と不安の解消について質問させていただきます。

毎年10月は乳がん啓発月間です。三重県では、年間約1万人の方ががんと診断されるそうですが、そのうちの約1000人、10分の1が乳がんで、女性では最も多くなっています。

この表を御覧ください。（パネルを示す）これは国立がん研究センターから出ている2020年の予測です。女性では乳がんが一番多くなっています。今

までは、日本人女性の11人に1人が乳がんになると言われていましたが、もう今は9人に1人というデータが出てきています。

私の知り合いにも、今年度に入ってから乳がんが見つかって治療したという人、それから今治療しているという人とか、本当に数多いんですね。今、数人います。

また、最近では、若年性乳がんのニュースもよく耳にします。乳がんになる人も多いのですが、乳がんの5年後の生存率も高く、早期発見すれば今は治る病気であります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、各種がん検診について集団検診が実施できなかつたり、検査を実施する医療機関側での受入れが困難だったり、受診の機会が減っているという話も聞きます。

がんの治療は早期発見・早期治療が大切ですが、それがなかなかできない状況になると、発見が遅れ、症状の悪化や治療費の増大につながりかねません。

そこで1点目、昨今の各市町などの乳がん検診の実施状況はどうなっているのかお聞かせください。

2点目に、これは全てのがんに言えることですが、若いうちから早期発見・早期治療の重要性を学ぶことができる環境づくりができないでしょうか。そして、乳がんの場合は自分でできる毎日のセルフチェックというものもあるので、それも学んでいってもらって、習慣づけをしてもらうことができれば検診にも結びつくし、早期発見のきっかけになると思いますが、いかがでしょうか。

3点目に、どのがんでもそうなんですけど、がんと診断された後、検査や治療を開始するまでの間を含め、がん患者は治療のみならず、家族のこと、仕事のこと、費用のことなど様々な不安や悩みを抱えることになります。その期間における不安や悩みには寄り添う支援などが必要であると考えますが、既に取り組みされていると思いますが、どのようにお考えなのか、以上3点についてお聞かせください。

[加太竜一医療保健部長登壇]

○医療保健部長（加太竜一） 乳がんの早期発見と不安の解消についてということで、大きく3点御質問いただいたと思います。順次お答えさせていただきます。

まず、乳がん検診の現状と取組について、主に市町の取組についてということでございます。

乳がんは、先ほど議員からも御紹介がございましたように、女性で最も多くの方がかかるがんでございます。早期発見し、適切な治療を受けることで生存率の向上が期待できることから、定期的ながん検診の受診が重要と考えてございます。

平成30年度における、三重県の乳がんの検診受診率は40%ということですが、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の目標値であります55%までには達していないということから、引き続き、受診率向上に向けた取組を進めていくことが必要だと感じています。

そこで、がん検診の実施主体である市町におきましては、乳がんや子宮頸がんの検診に関心を持っていただくため、乳幼児健診に訪れた母親に対する啓発を行うとともに、女性が受診しやすい環境を整えるため、検診会場で託児を実施するなど、様々な取組が実施されております。

さらに、市町が実施するがん検診につきましては、国において、乳がん検診等の受診者に対する検診費用の助成や個別の受診勧奨・再勧奨の取組に対する補助等が実施されています。

しかしながら、検診受診率が目標に達していないということでございます。県におきましては、市町ごとのがん検診実施状況の評価を行いまして、受診率が低い市町に対しまして課題解決に向けた指導・助言を行うとともに、がん担当者に対する研修などの技術的支援でありますとか、精密検査の受診率向上等に向けた取組に対する財政的支援を実施してまいりたいと考えてございます。

また、受診率向上に向けて、人々の行動を望ましい方向に誘導するナッジ



理論など、新たな手法も活用していきたいと考えております。

一方、市町の取組に加え、企業での取組も重要だと考えてございます。今年度から、企業における特に優れた取組を表彰する三重とこわか健康経営大賞という制度を設けましたが、その受賞企業におきましては、乳がんや子宮頸がんなどのがん検診の定期健診への組み込み、費用補助、就業時間内での受診機会の提供など、働き盛りの女性が受診しやすい環境づくりが行われており、表彰の審査の過程におきましても、委員のほうから高い評価を得たところでございます。

こういった優れた取組をほかの企業にも水平展開し、さらに拡大できるように、県としても支援してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、若いうちからの検診の重要性ということでございます。

県民の方ががんを正しく理解し、がんの予防・早期発見につなげていくためには、予防できる、早期発見によって治癒する可能性が高いといった正しい知識を持つことが重要でございます。

特に、子どもの頃からがんを正しく理解することが大切だと考えておりまして、県といたしましては、小・中・高等学校において、がん教育をこれまでもモデル的に実施し、健康的な生活習慣による予防や早期発見の重要性、健康と命の大切さ等について、医師やがん経験者による授業を行ってまいりました。

がん教育につきましては、学習指導要領の改訂を受けまして、小・中・高等学校で順次、全校で全面实施されることとなっておりますので、引き続き教育関係者や医療関係者とも連携し、円滑な実施に向けた取組を進めていきたいと考えてございます。

さらに、一般の方向けでございますが、9月7日の県民健康の日や3月の女性の健康週間に合わせまして、多くの県民の方が訪れるショッピングセンターにおいてイベントを実施し、がんの予防や早期発見の重要性について広く県民の方にお伝えすることとしておりますが、その中で、乳がんについては、例えば実際に触ったときの感触を体験することができる乳がん触診モデ

ルを活用した乳がんセルフチェックの体験などを行っておりまして、特に若い世代のお母様方に非常に高い関心を持っていただいております、非常に人気があるイベントでございます。

あわせて、市町やがん検診を行う病院などにおいても、10月の乳がん啓発月間における検診の啓発をはじめとした各種がん検診やがん医療に関する啓発が実施されているところでございます。

乳がんは比較的若い世代から発症する可能性があるため、気軽に取り組むことができる乳がんセルフチェックも含め、市町や病院、企業等、様々な主体と連携しながら、オール三重でさらなる啓発に努めていきたいと考えてございます。

さらに、がん患者の不安解消についての取組ということでございますが、がんに罹患されると、がん自体やがん治療によって生じる身体的な苦痛、それに加え、精神的な苦痛、仕事や家族に関する不安といった様々な苦痛に直面します。

がん患者ががんと向き合っていくには、これら様々な苦痛を軽減させ、よりよい療養生活が送れるよう支援すること、すなわち緩和ケアが大切だと考えてございます。

緩和ケアは、がんと診断された段階から、がん治療と併せて受けるべき医療であり、がん診療連携拠点病院をはじめとしたがん診療を行う病院と連携し、がん患者が住み慣れた地域で緩和ケアを受けることができるよう、医師等の医療従事者に対する研修など、緩和ケア提供体制の充実に向けた取組を進めているところでございます。

また、県では、三重県がん相談支援センターを設置し、がん患者や家族の方に対して、がんに関する不安を抱える方の相談も受け付けておるところでございます。

そのほか、がん患者とその家族が療養生活のために活用できる情報を掲載した冊子の作成でありますとか、三重県社会保険労務士会と連携した就労相談などを実施しております。

さらに仕事と治療の両立ということも大切でございますので、雇用経済部や三重労働局とも連携して、企業への働きかけも行っているところでございます。

がん患者やその御家族が、がんと診断された段階から個々の条件に応じた様々なニーズに対応し、必要に応じて適切な支援や情報提供が受けられますよう、今後も引き続き、さらなる支援体制の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

この資料を見ていただきたいんですが、（パネルを示す）がんの確定をしてから、検査に入ったり治療に入るまでの間には、結構時間がかかるんですね。だからスムーズな診療に入れるようにサポートいただきたいと思います。

また、先ほど言っていた、県では療養情報とか、（パネルを示す）こちらホームページでもありますので、ぜひお困りの方はまた見ていただきたいなと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

これまでの鈴木県政を振り返ってということで、鈴木知事が知事に就任にされてから来年で10年ということで、先ほども申し上げましたが、10年の節目を言葉だけでスルーしていくのと、振り返って具体的に次につなげていくというのと全く違うと思うんですね。

そのとき、そのとき、本気でいろんなことに集中して取り組んでいただいたと思います。御自身で振り返ってみての印象的だったことなどをお聞かせいただきたいと思います。

県内のことと、また知事会でのこともあるかと思いますので、併せてお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 10年の節目を迎え、これまでの成果、課題ということで述べさせていただきます。

本年実施しました第9回みえ県民意識調査の結果から、幸福実感指標が、平成24年の1回目から比べて最も伸びた3項目は、三重の魅力の発信・交流促進、必要な医療サービスの利用、災害の危機への備え、これが実感が高まっている、伸びが一番高い3項目でした。

三重の魅力の発信・交流促進ということでは、G7伊勢志摩サミットやお伊勢さん菓子博2017、熊野古道世界遺産登録15周年などで様々取り組んでまいりましたので、その結果、令和元年の観光入り込み客数は4304万人、観光消費額は5564億円といずれも過去最高となり、着実に実を結んできました。

しかし、県内の観光産業は、新型コロナウイルス感染症で深刻な打撃を受けていますので、これまでのよい流れを取り戻すため、的確な支援策が必要です。

必要な医療サービスの利用では、医師修学資金貸与制度や女性が働きやすい医療機関認証制度の運用などに取り組んだ結果、過去10年の人口10万人当たりの医師数の増加が全国11位となり、県内医師数が着実に増加していますし、先ほど加太部長からもありましたが、健康寿命の延伸については、女性の健康寿命は全国2位など、一定の成果が現れています。

また、災害の危機への備えについては、三重県防災・減災対策行動計画などに基づいて防災の日常化に取り組み、国土強靱化に注力してきました。来年は、紀伊半島大水害、東日本大震災から10年ですので、さらに災害対応力の強化を図っていく必要があります。

また、悲願でありました広域道路ネットワークの整備で、近畿自動車道紀勢線の全線事業化や新名神高速道路の県内区間全線開通、東海環状自動車道の延伸なども実現しました。

また、産業振興面では、みえ産業振興戦略を策定し、進めてきた結果、平成30年度の県内総生産は約8兆円と過去最高を記録し、また、1人当たり県民所得は平成20年度以降で過去最高となるなど、県内経済は好調に推移しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症への対応、人口減少対策、少子化対策

など、取組は道半ばです。これまでの取組をさらに発展、進化させていく必要があると強く感じております。

この10年間の経験で、自らの政治姿勢に大きな影響を与えたものは、東日本大震災と紀伊半島大水害です。自らの力だけでは、物事は成し遂げられない、命より重いものはない、現場に答えがある、突然、目の前から大事なものが喪失する、復旧したときの大きな喜び、涙と笑顔が同時に起こる、これらを実体験しました。

このときの命を削るような必死の思い、そんな思いを住民の皆さんと共有したことは、私の政治人生にとって大きな教訓です。だからこそ、そのときの思いや志を風化させることなく、政治家としての人生を歩んでいくことが、あのときお亡くなりになられた方々や家族がいなくなってつらい思いをされた方々、生活再建のために苦しい思いをされた方々への責任だと考えています。

一人一人の人間は微力かもしれませんが、決して無力ではありません。みんなの力を合わせればできないことはない、私はそう信じています。私がよく使うオール三重という言葉は、この10年の経験から確信して、心を込めて使っています。

このような、とつても基本だけでも、とつても大事なことを県民の皆さんから教えていただいた10年だったと感じています。

これからも、県民の皆さんと共に、県民の皆様のお力をお借りしながら、オール三重で三重県の発展のために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。命をかけて、命を守って頑張ってまいりましょう。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

## 休 憩

- 副議長（服部富男） 暫時、休憩いたします。  
午後 2 時41分休憩

---

午後 2 時50分開議

## 開 議

- 副議長（服部富男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 代 表 質 問

- 副議長（服部富男） 代表質問を継続いたします。19番 野村保夫議員。

〔19番 野村保夫議員登壇・拍手〕

- 19番（野村保夫） 会派自民党、鳥羽市選出の野村保夫でございます。人生始まって以来の代表質問ということで、私、以前の鳥羽市議会も、会派制もしいていなくて、代表質問というのはなかったもので、どのようにするのかということ、どきどきしながら、いろいろ原稿も作らせていただきました。

それでは、入りたいと思いますので、知事の政治姿勢とか振り返りについては、さきの3人の先輩議員から聞いていただきましたので、私のほうは、通告してあります太平洋・島サミットについてというところで、質問を通じながらその辺りを聞いていきたいと思います。

まず、質問に入る前に、先ほど谷川議員からもありましたけれども、一昨日、今回の太平洋・島サミットの参加国であり、お父様が伊勢市出身で、三重県とも友好提携を結ぶなど関係の深い、パラオ共和国元大統領のクニオ・ナカムラ氏の訃報が届きました。太平洋・島サミット開催前であり、非常に残念でありますけれども、ここに御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

太平洋・島サミットは、日本とミクロネシア、メラネシア、ポリネシアの国や地域との関係を強化するため、1997年に初めて開催され、以後、3年ご

とに日本で開催されています。当初は17か国の参加でありましたが、前回の福島県いわき市での開催からニューカレドニア、フランス領ポリネシアの地域が参加し、19の国や地域から首脳等が参加して開催される国際会議です。

そして、今年の2月3日、政府は、第9回太平洋・島サミットを令和3年に本県の志摩市で開催することを発表いたしました。開催が決定したときには、G7伊勢志摩サミットの記憶がよみがえり、再び地元の伊勢市、鳥羽市、志摩市はもとより、三重県への注目が集まることに大いに期待したところで

す。しかしながら、その後の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって、2020東京オリンピック・パラリンピックや鹿児島国体等が開催延期になるなど、国内外で規模の大小を問わず、様々な行事やイベントがやむなく延期や中止となる状況が続いています。

この影響は、太平洋・島サミットにも及んでおり、現時点においても、いまだ政府から具体的な開催日程が発表されず、開催される令和3年を間近に控えて、無事開催できるのかどうか少し心配しているところです。

太平洋・島サミットが開催される令和3年は、G7伊勢志摩サミット開催から5年の節目であるとともに、先ほども申し上げたように、パラオ共和国と本県の友好提携締結から25年を迎える記念すべき年に当たります。

本県においても、先ほど申し上げましたクニオ・ナカムラ元大統領の御尽力によって友好提携も結ばれ、県立水産高校の実習船しろちどりの遠洋実習時の目的地にもなっており、友好のしるしとして贈られたカヌーも水産高校に展示されているなど、これまで脈々と受け継がれてきたパラオ共和国との友好な交流を、今回の太平洋・島サミットを契機に一層深めていく必要があると思っています。

志摩市は、政府から持続可能な開発目標、SDGs達成に向けた取組を先導的に進めるSDGs未来都市に選定されています。志摩市や、私の地元である鳥羽市は離島が多く、海面上昇や漂着ごみなどの環境面や台風や高潮、津波などの防災面など、太平洋島嶼諸国と共通するものが多くあります。

このように、太平洋島嶼諸国と本県のつながりは大変深く、両者を取り巻く環境やそれぞれが抱えている課題にも共通点が多く、今回の太平洋・島サミットの開催を契機として、これらの課題解決に向けて諸国と本県が手を取り合って、さらなる交流を深めていくことが非常に意義があることと考えています。

また、菅総理をはじめ、島嶼諸国首脳の皆様を本県にお迎えし、安全・安心な太平洋・島サミット開催を実現するためには、新型コロナウイルス感染症防止対策だけでなく、安全のための警備体制にも万全を期する必要があります。

あわせて、各国首脳をおもてなし、御来県を心から歓迎するためにも、国、県、地元市町並びに県民の皆様との連携・協力が不可欠であることは言うまでもありません。

そこで、まず知事にお伺いします。

第9回太平洋・島サミットの開催成功に向けた知事の思いをお聞かせください。また、あわせて、雇用経済部長に伺いますが、具体的な開催日程が決定していない中で、どのように太平洋・島サミットの開催準備を進めていくのか、現在の状況と今後の取組方針をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 第9回太平洋・島サミットの成功に向けた私の思いということでご答弁させていただきます。

その前に、私のほうからも少し申し上げたいと思います。去る10月14日、パラオ共和国クニオ・ナカムラ元大統領が御逝去されました。御家族並びにパラオ共和国国民の皆様への深い悲しみをお察し申し上げますとともに、心より哀悼の意を表します。

クニオ・ナカムラ元大統領の御尽力により、パラオ共和国と三重県は友好関係を結ぶことができ、その後も、友好交流に多大な御尽力をいただきました。偉大な政治家を失ったことは誠に残念であり、ただ故人の御冥福を祈るばかりです。



第9回太平洋・島サミットが開催される令和3年は、パラオ共和国と本県の友好提携締結から25年の記念すべき年に当たります。クニオ・ナカムラ元大統領の功績を礎に御遺志を継いで、パラオ共和国と本県の友好交流をさらに進展させてまいります。

第9回太平洋・島サミットにつきましては、本年2月3日、当時、内閣官房長官であった菅総理御自身により、令和3年に志摩市において開催することが発表されました。

その後の世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、現在も、太平洋・島サミットの具体的な開催日程は未定となっているものの、9月23日から24日にかけて外務省の担当者が来県し、開催候補地を視察するなど、国においては太平洋・島サミットの開催準備が着々と進められています。

本県では、これに先立ち、8月20日に、産業や経済、観光、交通、環境、国際交流、医療など、様々な分野からの幅広い知見や御助言をいただくため、みえ太平洋・島サミット推進会議を設置しました。会長を私が務めるとともに、全ての県選出国會議員、県議會議員の皆様に顧問に御就任いただいたところであります。

推進会議の設立に当たっては、当時の安倍総理大臣から私宛てに直接メッセージをいただきました。そこには、太平洋・島サミットは最も重要な国際会議の一つであり、G7伊勢志摩サミットのように、県民の皆様と一体となって太平洋・島サミットを盛り上げてほしいとの強い思いが伝わっています。

このように、国からの太平洋・島サミットに対する期待は大変大きく、私としても、一層気を引き締めて開催準備に取り組む必要があると改めて認識しているところです。

さて、国からは、G7伊勢志摩サミットの経験を有する三重県には、太平洋・島サミットを成功させるための条件が全てそろっているとの高い評価をいただいているところです。

一方で、今回の太平洋・島サミットは、過去の事例とは異なり、新型コロナ

ナウイルス感染症を含む安全対策においても対応が強く求められていることから、G7伊勢志摩サミットの経験を生かして本県の総力を結集し、安全・安心な太平洋・島サミットを実現してまいります。

また、太平洋島嶼国は、国土が狭く分散し、様々な環境変化に弱いことから、防災、地球温暖化対策、水産資源の管理、医療体制など、様々な課題を抱えています。

これらの課題の多くは日本にも共通するものであり、我々が他県に先んじて取り組んできた内容もあることから、太平洋・島サミット開催を通して、今後とも、これらの解決に向けた本県の先進的取組を国内外にお示ししていきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、本県経済は大変厳しい状況が続いていますが、太平洋・島サミット開催という将来の展望にもつながる明るい話題を提供することで、その回復の一助とするとともに、三重の魅力の国内外への発信、島嶼国との交流の強化に取り組めます。

第9回太平洋・島サミットは、G7伊勢志摩サミット開催から5年の記念すべき年に開催されます。G7伊勢志摩サミットに続き、今回の太平洋・島サミットを大成功に導くことができるよう、また、本県で開催される太平洋・島サミットを各国首脳に記憶に長くとどめていただけるよう、県民、市町、関係機関・団体はもとより、みえ太平洋・島サミット推進会議の皆さんとも連携し、オール三重で開催準備に万全を期してまいります。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 太平洋・島サミットに関する現在の状況と今後の取組方針についてお答え申し上げます。

本県におきましては、太平洋・島サミットの開催に向けた四つの基本方針といたしまして、まず、開催機運の醸成、次に、三重の魅力発信と地域経済の回復、そして、島嶼国との交流の発展、最後に、国際会議に関するブランド力の向上を掲げ、みえ太平洋・島サミット推進会議と連携しながら、様々な事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

開催機運の醸成に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の影響で大規模集客型イベントの開催が困難となるなど、その手法や内容に大きな制約が生じておるところでございます。

この一方で、本県の特徴を生かした積極的な対応が求められるとともに、開催機運をより盛り上げていくため、県民の太平洋・島サミットへの関心を高めつつ、自ら情報発信や拡散に参加していただけるような、県全域での取組が必要であろうというふうに考えてございます。

このため、イベント開催等を中心に据えた従来型の手法に代えまして、SNSを積極的に活用した新たな機運醸成の取組を進めてまいりたいと考えておりまして、昨日10月15日でございますが、新たに公式SNSアカウントを立ち上げたところでございます。

また、太平洋・島サミット開催の来年は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会、三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催されるスポーツイヤーでもございます。日本中でスポーツが盛り上がりを見せる中で、県内強豪ラグビーチームのホンダヒートやパールズ、そして近鉄ライナーズでは、多くの島嶼国出身選手が活躍しており、島嶼国と日本、そして本県を結ぶかけ橋的存在でもあることから、各チームに御協力をいただくなど、親しみやすく魅力的なコンテンツを配信してまいります。

さらに、大都市圏ホテルでの太平洋・島サミットフェアによる三重の魅力発信、在京の海外メディアを招聘したプレスツアーの開催、島嶼国大使による事前視察などに取り組むとともに、志摩市の太平洋・島サミット市民会議による島嶼国との交流など、様々なイベントをSNS上でも発信することで、相乗効果を高めてまいります。

県民の皆さんと共に、まずは太平洋・島サミットの認知・浸透を図りまして、関心・理解度の向上、そして共感・参加意識の醸成につなげまして、開催機運が共有され、拡散されるよう、SNSを中心に様々な手法を用いまして、開催機運の醸成に取り組んでまいります。

また、太平洋・島サミットにおきましては、島嶼国の首脳をお招きした本

県主催の歓迎行事として地元プログラム等の開催を予定しており、国に対して、本年12月頃をめどにその開催提案を行う必要がございます。

その際、漁業資源の持続可能な利用にもつながる海女文化や島嶼国でも盛んな真珠養殖の発祥の地である伊勢志摩の魅力など、本県の特色や取組をしっかりと盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

あわせて、三重が誇る食材、日本酒、県産品や伝統工芸品を総理夫妻主催晩さん会や各国首脳への贈答品に活用していただくなど、三重ならではのおもてなしを提案してまいります。

G7伊勢志摩サミットから5年、パラオ共和国と本県の友好提携締結から25年の節目に開催される第9回太平洋・島サミットの成功に向けまして、県民、市町、関係機関・団体、みえ太平洋・島サミット推進会議の皆様方と連携いたしまして、オール三重で開催準備に取り組んでまいります。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） ありがとうございます。太平洋・島サミットの開催に向けた知事の思いや成功させたいという思いなど、よく分かりました。

これまで、よくG7伊勢志摩サミットのレガシーを生かし、レガシーを生かしという言葉が何回となく使われてきたと思うんですけども、今回、それを5年ぶりに最大限に生かしてもらって、ぜひ大成功にさせていただきたいと、このように思います。

それと、情報の発信の仕方なんですけれども、太平洋・島サミットと言われると、どうしても志摩市の単独の国際会議かなというふうな感じで受け取られる方もいるかと思しますので、その辺りのところを、「しま」は「しま」でもアイランドの島ですので、伊勢市や鳥羽市やその周りの市町と協力しながら盛り上げていただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、三重の農林水産物の消費拡大について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、これまでの我々の生活や暮らしのあらゆる

場面で大きな影響をもたらしています。特に、多くの人が密接に集まる事業形態である外食産業や宿泊業などの観光業などはその影響が顕著に表れており、その影響は農林水産業にも及んでいます。

国内での新型コロナウイルス感染症の拡大以降、外食産業や宿泊業などで主に利用されるマダイやマグロ、松阪牛などの高級食材の売行きが例年に比べて大きく落ち込んでいることは、議会においても何人かの議員が取り上げていただきました。

魚や貝など取っても売れない、養殖のマダイやハマチなどの生けすには、出荷待ちの魚が大量に残ってしまっている、そういった情報が、新聞、テレビなどのマスコミに何回となく取り上げられていました。

私の知り合いのマダイの養殖業の人に電話したときには、まだ2万尾ほど生けすで出荷を待っている、大きくなり過ぎるので餌も調整していると言っている時期もありました。

こうした状況を踏まえて、県におかれては的確に対応していただいております。量販店での販売促進キャンペーンやインターネットを介した通信販売や、ウェブを介した新たな商談などに取り組む事業者に対して支援していただいております。大変喜ばれているところです。

国においても、Go To TravelキャンペーンやGo To Eatキャンペーンなど、大きな影響を受けている観光業や外食産業へのてこ入れをしていただいております。9月のシルバーウィーク以降、大型バスも随分見かけられるようになり、客足も戻ってきており、事業者の方もほっとしていると言っておられ、大変ありがたく思っています。

ゴールデンウィークや夏休みなど、高速道路を走っていても1台も見かけることがなかった大型バスなんですけれども、シルバーウィークのあたりから修学旅行も動き始めたのか、ここへ来る途中に、多気パーキングエリアや嬉野パーキングエリアなどでも、バスが3台、4台と連なって停まっているのを見かけるようになり、本当にほっとします。

一方で、新型コロナウイルスの感染状況は、現在はやや小康状態にあると

思われますが、感染拡大がいつまた発生するかは、常に予断を許さない状況にあります。

そのような中で、これから、秋から冬を迎えるに当たり、旬を迎える三重県の食材はたくさんあります。例えばイセエビは、漁期が10月から3月とまさにこれから旬を迎える食材であり、私の地元のブランド魚であるトロサワラについても同様でありますし、カキの出荷も始まっています。

しかし、今後、また春先のように感染拡大が進んで、外食産業や観光業が再度、営業自粛になるようなことがあれば、そうした業界に食材を提供している農林水産業の皆さんにも大きな打撃となることは言うまでもありません。

これから旬を迎える三重県の食材が、外食等の需要減退の影響を受けて滞ることがないようにするには、新型コロナウイルスの感染拡大時期でも堅調な消費が見られた家庭での消費拡大などが必要ではないかと考えます。

そこでお聞きいたします。

コロナ禍による農林水産物の需要減退への対応として、これまでに実施した取組の成果と秋以降に実施する新たな取組についてお聞かせください。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（前田茂樹）** それでは、県産農林水産物の需要減退へのこれまでの対応と、それから今後の取組についてということで御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に松阪牛や養殖マダイなどの高級食材をはじめとする県産農林水産物が、外食等の需要減退の影響などを受けて滞留し、生産者の皆様からも、経営への不安について切実なお声をお聞きしておるところでございます。

こうした状況を踏まえ、県では、県産食材の消費拡大を図るため、県内量販店や大手通販会社等と連携した販売促進活動のほか、学校給食への食材提供、大手コンビニチェーンでの新商品開発など、様々な関係者と連携した取組を行ってまいりました。

これらの取組に加え、事業者の方の販売努力の結果、松阪牛では約4割の

在庫解消効果があったほか、養殖マダイにおいても、在庫として滞留を見込んでいた約25万尾の約4割の滞留解消につながっております。

しかしながら、生産者の皆様からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も外食需要の減退等が続くのではないかとといった懸念の声も寄せられておるところでございます。

例年、年末にかけて需要の高まります松阪牛やこれから旬を迎えるイセエビ、トロサワラなどは三重県を代表する高級食材であり、こうした品目の販売低迷は、県内農林水産業はもとより、生産者への影響が非常に大きいということから、今後の滞留を抑止するための対策を講じる必要があると考えております。

このため、新型コロナウイルス感染症の拡大期においても、取引が堅調であった主に家庭消費向けの量販店等におきまして、「みえの旬が一番」食べてお得なキャンペーン事業を展開し、多くの県民の皆さんに旬の県産食材を食べていただくことで生産者を応援し、消費拡大につなげていきたいというふうに考えてございます。

具体的には、県内量販店と連携しました旬の県産食材の消費喚起キャンペーンや、食材の魅力を伝える店頭での様々なプロモーションを実施いたします。

キャンペーンにおきましては、県内量販店で旬の農林水産物を御購入いただき、対象の品目や金額に応じて発行されるポイントを集めていただくことで、松阪牛やイセエビなどの高級食材と交換していただけます。

こうした取組により、旬の県産食材と高級食材の両方の消費拡大を図るとともに、県民の皆さんに県産食材の魅力を改めて知っていただくことで、取組の効果を一過性にとどめず、地産地消の定着につなげていきたいと考えております。

あわせて、国のG o T o E a tキャンペーン等の登録飲食店における県産水産物の販売促進活動を支援することで、より効果的なPR活動を実施してまいります。

さらに、県内農林水産事業者が、新しい生活様式の下で販売力を強化できるよう、オンライン上での事業者間の交流や商談が実施できる環境を構築いたします。

また、今後の感染拡大の状況も注視しつつ、首都圏での商談会を通じた販路拡大も行ってまいります。

今後も引き続き、生産者をはじめ、関係機関としっかり連携しながら幅広い取組を展開し、三重が誇る自慢の農林水産物の持続的な消費拡大に積極的に取り組んでまいります。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） ありがとうございます。

量販店との連携やクーポン券を使っでの販売促進など、様々な施策を行っていただいております。本当に生産者の方も、部長の答弁を聞かせていただいて、本当にほっとしていることだと思います。

しかし、これがいつになったら回復するとの見通しも立っていない中で、今後も、国、県、市町の連携が必要となってくると思いますので、その辺りも、今後も引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、コロナ禍における漁協支援について質問させていただきます。

先ほどの質問とも関連しますが、本県の水産業は主に首都圏や都会を中心とした外食産業にその販売先の多くを頼っており、コロナ禍でこうした外食産業の需要が大幅に減少すると、水産物の需要もそれに伴って減少し、経営面でも非常に大きな影響を受けることは、先ほどの質問でも言わせていただきました。改めて漁業生産、販売面での構造的な脆弱性が露呈されたところ です。

そのような中、漁業協同組合に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国の支援策が届きにくい状況に置かれています。国の持続化給付金については、ほとんどの漁協で売上げが減少しているものの、対前年比50%減までには至っていないことから対象にならないということです。

また、農林水産省の経営継続補助金についても、漁協自体は漁業を営んで



いないことが多いことからほとんど対象にならず、水産物の取扱量が減少する中で、非常に厳しい経営環境に置かれていると聞いています。

これまでの水産物の販売は、漁港に水揚げして、市場で競りが行われ、卸業者から様々な事業者の手をくぐり、販売されているのが一般的なものであります。

しかし、今年の1月から6月の水産物の値動きを見てみますと、タイ、ヒラメ、アワビといった価格が高いものほど需要の減少や価格の下落が大きく、漁協の経営面でも非常に大きな影響が出ています。

厳しいコロナ禍の中で強い水産業、持続可能な水産業を実現していくためには、市場への出荷は当然ですが、それ以外にも複数の販売チャンネルを確保していくことが重要であると考えています。

私の地元である鳥羽市では、鳥羽マルシェといった鮮魚や加工品の直売所が運営されているほか、最近では、家庭で手軽に調理できるように加工し、インターネットで販売を行うなどの動きもしています。

こうした動きについて、漁業者個人で努力されている例もありますが、個人で加工や販売するには限界があり、どうしても漁協が主体となって動かななくてはならないと思います。

地域の浜を元気にし、活気ある浜に育てていくには、その地域の元締である漁協の役割が非常に大きなウエートを占めていると思っています。漁業者が元気で生き生きと働くことができ、地域の浜も元気になるには、まず漁協が元気でなければと思います。

そこでお聞きいたします。

コロナ禍において大変厳しい状況に置かれている漁協経営の強化に向けて、県としてどのように支援していくのかお聞かせください。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、コロナ禍において厳しい状況にある漁協経営の強化に向けた県の支援についてということで御答弁させていただきます。

漁業協同組合は、漁業者の協同組織として水産資源の適切な管理や安全で安心な水産物の安定供給など、地域の水産業振興や活性化の中核的な役割を果たしていただいております。

これまでに、県では、コロナ禍においても漁協が水産物を安定的に供給することができるよう、漁船や水産物産地卸売市場等の生産現場、漁協が取り組む水産物の直販所、移動販売において、国の事業継続等に関するガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症対策の周知徹底を進めてまいりました。

また、漁業者や水産流通業者を対象とした衛生管理の向上に資する研修会の開催や産地卸売市場の手洗い場の整備等の施設改修を支援しておるところでございます。

しかしながら、首都圏や外食産業における水産物の需要減少による出荷の低迷に加え、イセエビやヒラメ等の高級魚を中心とした販売価格の下落によりまして、漁協の販売事業の収益が悪化しており、漁協経営が大変厳しい状態にあるとお聞きしております。

県としましても、地域の水産業振興や活性化を図る上で、漁協が担う役割は大変重要なものと位置づけており、コロナ禍における経営力の強化に向けて、これまでの首都圏や外食産業を中心とした市場流通に加えまして、漁協自らが販売チャンネルの多様化を進めていく必要があるというふうに考えてございます。

このため県では、漁協経営の強化に向け、漁協が主導し、かつ漁業者が参画して、家庭内での中食、肉食や通信販売の増加といった新たな生活様式に対応した創造的かつ革新的な取組について支援していくこととしております。

具体的には漁協と大手量販店が連携し、その日に水揚げされた鮮度の高い水産物を直送する取組、漁協が三枚おろしやフィレ等の加工機器を導入して、トロサワラの刺身や切り身等を製造・販売する取組、また、家庭での調理が難しいイセエビ等について、電子レンジや湯煎で調理可能な加工品の開発などを想定しております。

今後は、このような取組を通じて、消費者ニーズに合った水産物を供給できる生産構造の構築を進めるとともに、新たなビジネスモデルの実現を目指す人材の育成にも併せて取り組むなど、コロナ禍後も見据えた漁協経営の強化を図り、水産業振興や地域の活性化につなげてまいります。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） ありがとうございます。

首都圏とか、そういうところで販売するにしても、やっぱり私の場合でも、魚やイセエビを丸っと1匹送っても、どのようにして食べるんやというふうな問合せが、逆にかかってくるような状況がありますので、その辺りのところをいろいろ漁協のほうも対応しているということなので、その辺りのところへの支援をしてもらっているということで、ありがとうございます。

今後も変わらず支援を、先ほども申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症の影響がすぐ終わるというわけではありませんので、まだ先は見えないものですから、その辺りのところもよろしくお願いいたします。

続きまして、魅力的な観光地域づくりに向けて、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響はあらゆる業種に及んでいることは、先ほどから何回も申し上げていますが、中でも、最初に影響を受け、また最も打撃を受けた産業として第一に挙げられるのは、観光産業ではないでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための施設の休業要請や都道府県をまたぐ移動制限、海外からの入国制限により、観光産業は未曾有の危機に直面しています。

県では、これまで、三重県内周遊促進支援補助金やみえ旅プレミアム旅行券、体験施設割引クーポンの発行など、観光需要喚起のための県独自の取組を矢継ぎ早に実施していただいております。

また、国のGo To Travelキャンペーンにおいては、10月1日から東京都に対する制限を撤廃し、旅行代金の最大35%の割引だけでなく、地域共通クーポン制度も本格実施されるなど、国、県、あるいは市町の観光

需要喚起の取組により、県内の観光地も回復の兆しが出てきています。

こうした効果は、新型コロナウイルス感染症におびえながらも、観光事業者の皆様が、厳しい状況の中で、しっかりと感染防止対策に取り組んでいただいていることが大きな要因であることは言うまでもありません。

ただし、大きな恩恵を受けているのは高額なサービスを提供する一部の宿泊施設等であり、規模の小さな旅館や民宿ではその効果は限定的であり、三重県旅館ホテル生活衛生同業組合の方からは、Go To Travelキャンペーンにうまく乗れたところとそうでないところで明暗が分かれている、高価格帯で勝負しているところは昨年を超えるところも出てきているが、低価格帯で勝負しているところは厳しいとの声もあり、こうした低価格帯の事業者の皆様からは、辛うじて持ちこたえている状況であるが、どこまで耐えることができるのか、といった声を聞きます。

私の地元の鳥羽市相差町は、県内で一番多くの海女が活躍する地域で、漁師と海女の夫婦で民宿を営んでいる宿も多く、豪華な海鮮がお値打ちに味わえると人気の観光地であります。また、女性の願いなら必ずかなえてくれると信仰されている石神さんもあり、全国からたくさんの参拝客に訪れてもらっています。

しかし、この相差地域においても、新型コロナウイルス感染症の影響で観光産業は大きな打撃を受けています。もともと経営者の高齢化や後継者不足、鳥羽駅から車で30分もかかることから、本当に二次交通が弱いといった様々な課題を抱えている観光地であります。

相差町では地域の魅力を生かし、暮らしやすいまちを実現するため、町内会や地元漁協、旅館組合など各種団体で構成する日本版DMO海女文化運営協議会を設置し、海女小屋の運営や地域づくりの様々な取組を行ってきました。

特に地域づくりについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、事業を承継した宿泊業の若手の経営者などが熱心に地域づくりに取り組み、日々議論を行っており、私もそこに参加させていただいております。

そのような中で、去る8月25日に、知事から、地域経済活性化支援機構、REVICと連携した魅力的な観光地づくりに向けて、相差地域を対象として、旅館経営の効率化や地域の魅力づくりに向けた取組をモデル事業として取り組むとの発表がありました。

日々熱心に議論を行っている地域の関係者にとって、まさに願ってもない助けになることを期待しているところですが、地域経済活性化支援機構、REVICと連携し、相差地域をモデルとした将来に向けた観光地づくりにどう取り組んでいくのか、また、その成果を県内の観光地にどのように展開していくのかお聞かせください。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） それでは、相差地域での地域経済活性化支援機構、REVICと連携したモデル事業とその成果の将来の観光地づくりに向けた展開についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている観光産業を再生し、持続可能な地域づくりを行うためには、新たな生活様式に沿った旅行スタイルの対応に加え、従来から抱えている経営の効率化や人材不足など、地域の構造的な課題を面的に解決することが必要です。

そこで本県は、都道府県では全国初の取組として、観光地づくりのノウハウを持つ地域経済活性化支援機構、REVICと連携し、地域の構造的な課題を地域全体で解決する先駆けとなるモデル事業を、鳥羽市相差地域で実施します。

相差地域のDMOや次世代を担う経営者たちからは、相差は観光で生きていきたい、地域の新たな魅力づくりが必要、人材確保など宿泊施設の負担軽減に取り組まないといけないといった声が寄せられ、地域自らが課題解決に向けて意欲的に取組を進めようとしています。

その検討において、相差の魅力である食の磨き上げや交通利便性の向上と宿泊施設経営の効率化をどうバランスよく進めていくかが喫緊に取り組むべき課題として明確になってきました。

この課題解決に向け、地域の食を楽しめるセントラルダイニングの運営、各宿泊施設が保有するバスの共同運航や最新のデジタル技術を活用した予約システム構築などの実証事業を実施します。実証事業の年内開始に向け、現在、REVIC及び相差地域と一丸となって準備を進めているところです。

そして、今後の展開としましては、今回のモデル事業実施で得られたノウハウやその成果を県内で共有することで、県内観光地の再生に向け、機運を醸成していきます。

さらに、REVICとの連携をより一層深め、県内金融機関にも御協力いただき、観光遺産産業化ファンドの活用に向けたオール三重の体制を強化し、地域の課題解決や魅力ある観光地づくりに主体的に取り組む地域に対して支援を行っていきます。

このような取組を通じまして、新型コロナウイルス感染症により大きなダメージを受けている県内観光産業を支え、将来に向けた観光地づくりに中長期的にしっかり取り組んでまいります。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） ありがとうございます。

REVICを通じて、セントラルダイニングや二次交通の件もあるんですけども、バスを共同運行するとか、いろんな施策を考えてもらっております。

先ほど御紹介させていただきました相差町の海女文化運営協議会では、地域全体をメンバーとして、安心・安全、環境美化、教育、文化伝統、そして観光というテーマを定めて、自分たちが目指したいまちの実現に向けて、若手を中心に熱心に取組を進めています。

しかし、後継者がいないため営業をやめる民宿や旅館なども増えてきており、今、鳥羽辺りでも泊食分離、泊まりは泊まりだけ、食べる場所は食べる場所だけというふうなことも行っておりますので、地元は、泊まる場所は、旅館へ泊まって、食べるのは地元の食堂や地域で焼き魚を買ってきて食べるとか、そういったことでやるというようなことも出てきています。

ぜひこのモデル事業を成功させていただき、県内の観光地に展開していきけるよう、私も一緒になって取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

このREVICの話とは関係ないんですけども、この前の中村進一議員の関連質問で、東議員がシルバー世代、50歳から79歳までが時間的にも金銭的にも余裕があって、新型コロナウイルス感染症の感染はあるんですけども、その辺りを自分で控えてしまって、出控えているというふうなことも言われておりました。

全く別な話ですね、これは。今後、その辺りの年代にターゲットを絞っての観光の在り方などを考えていくのも一つの手かなというふうに思っていますので、その辺りのところもよろしくお願いたします。

それでは、続いて、空飛ぶクルマについて質問いたします。

私は、本年2月の一般質問において、地域の課題解決に向けた空飛ぶクルマの活用について、鳥羽市で行われた実証実験を紹介しながら、県の考え方をお聞きしました。

当時の村上雇用経済部長から、三重県の実情に応じて空飛ぶクルマの活用しやすい環境整備を進め、離島をはじめとした地域における交通、観光、防災など、様々な課題の解決と新たなビジネス創出を図っていきたいという御答弁をいただきました。

(パネルを示す) 本県の空飛ぶクルマのホームページを見させていただきますと、このように、いろんところで活用ができるということで、防災やら、様々なことが紹介されています。

そして、(パネルを示す) これは同じところにホームページで示されているロードマップなんですけれども、この、ちょっと分かりにくいのでやめますけれども、皆さんは見ているので分かると思いますが、ロードマップをこのように策定して、2023年には、生活物資の搬送や離島、山間地への物資輸送、農作物の出荷など、空飛ぶクルマを活用した物流の事業化を、2027年には、遊覧飛行や空港などからの直接アクセス、災害救助や急患移送、生活交

通としての新たな移動手段として、この空飛ぶクルマを活用した人の移動の事業化を目指していくとしています。

一方、現在、新型コロナウイルス感染症の影響によって、人々の価値観や生活様式は大きく変わろうとしています。感染への懸念や外出自粛の要請等の影響で、社会のデジタル化が一気に加速しており、無人化や非対面、非接触といった新しい生活様式が求められてきています。

以前、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、沖縄県では、離島への渡航や離島間の渡航について、島の医療体制が脆弱なことから、本土からの来島自粛を求める動きもありました。私の地元の離島においても、本土からの不要不急の訪問を遠慮してほしいといった声も聞いたことがあります。先ほどの質問でも触れましたように、シニア層の買物や旅行などの外出機会が、新型コロナウイルス感染症の影響で減少傾向にあることを言わせてもらいました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がまだまだ懸念される中で、無人化や非接触、非対面による空飛ぶクルマを活用した物の輸送は、離島地域や過疎地域における利便性の向上はもとより、感染リスクの高い高齢者等の住民の安全・安心につながり、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

今月の5日の毎日新聞にも、ドローンを活用したビジネスについての記事が掲載されていたので、ちょっと紹介させていただきますと、新型コロナウイルスの感染拡大を機に、人と人との接触を減らす非接触ビジネスに関心が集まり、そこにセキュリティーに配慮する機運が重なったため、5月以降、すさまじい数のドローンへの問合せが来ている。これまで、5年後か10年後に実現されると考えていたことが、二、三年後に実現しそうな機運を感じる。今後3年でドローンをめぐる世界はがらりと変わるだろう。国内では、2022年度から、行き交う人の上空でも、ドローンの目視外飛行が可能になる予定であるといった関係者の声が掲載されていました。

そういった機運の変化にも対応していくために、以前御答弁いただいたように、実証実験の支援を通じた空飛ぶクルマの開発の促進とともに、航空法



などの関連する法令の改正などの環境整備等を進めていく必要があると考えます。

10月6日に議会に示された令和3年度三重県経営方針（案）においても、新たなテクノロジーである空飛ぶクルマの活用など、空の移動革命の実現に向けて、環境整備や社会の受容性向上に取り組み、県内での実用化に向けた取組を進めるとともに、新型コロナがもたらした新しい生活様式の定着にもつなげていきますと記載されています。

そこでお聞きします。

新しい生活様式の定着に向けて、空飛ぶクルマの活用を全国に先駆けて実現すべきと考えますが、県の取組についてお聞かせください。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 空飛ぶクルマに関する県の取組について御答弁申し上げます。

空飛ぶクルマは、空を活用して目的地に到達する次世代モビリティでありまして、三重県におきましては、実用化による新たなビジネスの創出と様々な地域課題解決につながるよう、実証実験の誘致や地域における機運醸成等に取り組んでまいりました。

また、将来的には、パイロットが不要となる自動飛行が期待されるなど、世界における開発競争が今後ますます加速すると予想され、移動の分散、パーソナル化による対面や接種機会の低減によりまして、新しい生活様式に貢献していくものと認識してございます。

空飛ぶクルマの実用化に向けましては、地域の実情に即した取組となることが必要と考えております。このことから、県におきましては、県内の交通、物流、観光、金融等の事業者のほか、商工団体や有識者と共に検討を行っておるところでございます。

また、昨年度に策定いたしました空飛ぶクルマ三重県版ロードマップを踏まえまして、より実用化につながるよう取組を進めてまいります。

まず、空飛ぶクルマに必要な離発着施設や設備、運用体制などの調査を実

施することによって、将来、地方での実用化に向けて必要となるインフラや運用体制を明らかにします。

加えて、空飛ぶクルマを活用した県内での飛行ルートを策定するとともに、実証実験による検証を行い、今後、国内外の空飛ぶクルマのメーカーによる県内での実証実験や事業化を促進したいと考えております。

一方、物流面におきましては、昨年度にドローンを活用して実施した、本土から志摩市間崎島への物流実証の結果、事業化に向けては、さらなるコスト削減が必要だといったような課題が明らかとなりました。

そこで、本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の脅威の中で、新たな生活様式に向けて実証実験や社会実装の支援を行うクリ“ミエ”イティブ実証事業を活用いたしまして、昨年度実施いたしました物流実証の課題に加えて、接触機会の低減のほか、医療と物流の連携も模索する中で、さらなる課題抽出や事業性の向上に取り組む予定としてございます。

空を活用した移動手段の定着・拡大に向けましては、現在、国において制度の検討が進められております。

まず、ドローンのさらなる利活用に向けましては、2022年度に、住宅地域などの上空での飛行を実現するための制度改正を行うこととしております。

また、空飛ぶクルマにつきましては、飛行のための基準がまだ整備されていない状況でありますことから、本年8月、国土交通省や経済産業省が中心となり、実務者会合でのルールづくりに向けた議論が開始され、2023年までに必要な国内制度をつくる考えが示されたところでございます。

そのため、県といたしましては、空飛ぶクルマなどが地域の実情に合わせて実用化されていくよう、本年度に県が実施する調査結果やこれまでの取組結果を踏まえまして、国土交通省と経済産業省が中心となり、空飛ぶクルマの技術開発や制度整備等について協議する空の移動革命に向けた官民協議会、これを通じまして国に対して働きかけていきます。

今後も、国と密接に連携を図りながら、引き続き実証実験の誘致や地域における機運醸成等に取り組み、まずはロードマップに示した2023年の物流の

事業化開始を目指しまして取組を進めてまいります。これによりまして、空飛ぶクルマの実用化につなげてまいりたいというふうに考えております。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症で皆さんが苦しい思いをされている中で、全国に先駆けて、この三重県で空の移動革命が実現できれば、明るい未来を描くことができると思いますので、そのためには、やっぱり航空法やいろんな法整備が必要になってくると思いますので、国への働きかけとか、その辺りのところをよろしくお願ひしたいと思います。

今年の2月に質問させてもらったときにも、鳥羽市の佐田浜港から向かいの坂手島まで自動運転で運んでいるんですけども、あれが実際、実現できれば、離島の方がわざわざこちらへ来て、感染するリスクなどもなく、そういうことができるかなというふうなことを感じたことと、それと、医療のための物資なども、その辺りも運べるかなというふうに思っていますので、また、本当に国への働きかけなど、県や市町では実現できないところも多々あると思いますので、働きかけをよろしくお願ひいたします。

続きまして、流域治水について質問いたします。

近年においては、全国的に台風や大雨による豪雨災害が多数発生しています。今回の台風14号による大雨で、鳥羽市と紀宝町で崖崩れも発生しました。一刻も早い復旧をお願ひしているところです。

平成30年7月豪雨では、西日本を中心に、広域多発的に土砂災害や河川の氾濫、崖崩れにより多数の死者や行方不明者が出ており、家屋の全半壊2万棟、浸水被害においては3万棟近くが被害を受けるという甚大な被害が出ました。

また、昨年台風19号による東日本台風の豪雨では、広範囲で河川の氾濫や崖崩れが発生し、国管理の河川で14か所、県管理の河川で128か所の堤防が決壊し、これも100人を超える多くの死者や行方不明者が出ており、家屋の浸水被害においては7万棟を超える事態となり、今でも多くの方が避難所

生活をされています。

長野県では、千曲川の氾濫で堤防が決壊したことによって広範囲が浸水し、新幹線基地も浸水しました。このことにより、北陸新幹線は、長期にわたり、ダイヤに影響が出ました。

今年に入って、7月には、九州地方を中心に、梅雨前線の停滞による線状降水帯の発生によって豪雨となり、家屋の浸水だけでなく、今回も多くの方の被害が出ました。隣の岐阜県でも、下呂地域で被害が出ており、いずれも激甚災害に指定されています。

県内においても、先ほど谷川議員のお話もありました。それと、平成29年に台風21号による豪雨では、伊勢市内の勢田川流域で、昭和45年の七夕豪雨を超える584ミリの累積雨量を観測し、大規模な浸水が発生するなど、私たちの想定を超えた豪雨が発生しています。当然、以前に設置した排水機場などの施設の能力を超えた洪水が発生してきている状況にあります。

こうした中、国、県、市町では、施設の能力には限界があり、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するものと意識を変え、社会全体で洪水に備える必要があるとして、水防災意識社会への取組を実現するため、県内10地区に大規模氾濫減災協議会を設置して、ハード、ソフトの両面が一体となった防災・減災対策に取り組んでいただいています。

ソフト対策としましては、鳥羽市においては、昨年度まで加茂川で6か所、紙漉川と堀通川へ各1か所、危機管理型水位計を設置していただき、地元からは安心の声が上がってきているところです。

ハード対策については、平成30年度から、防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策によって、集中的に水災害対策に取り組んでいただいていると思っています。

しかし、今後、地球温暖化に伴う気候変動の影響から降雨量は1.1倍になると試算されており、降雨量の増加によって、大規模な浸水被害が多発することが考えられます。

これらのことから、今年7月に、知事も委員になられている社会資本整備

審議会の気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会の答申を受け、国土交通省では、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で治水を行う流域治水への転換を図ることが示されました。

(パネルを示す) このように、以前は、海岸は海岸、川の河床の掘削は掘削、堤防は堤防というふうに、その箇所、箇所で治水が行われてきたんですけども、これを上のダムから下の海岸までを、支流も含めて一体的に治水を考えていこうというのが、今回の流域治水であります。この図で見るとよく分かると思いますので、少し紹介させていただきました。

この新たな考え方である流域治水について、もう少し分かりやすく、特に地域レベルではどのように関わるのか、その内容の説明をお願いします。そして、県における流域治水の取組について、今後の取組方針も併せてお聞かせください。

[水野宏治県土整備部長登壇]

○**県土整備部長(水野宏治)** 流域治水の内容と今後の取組についてお答えさせていただきます。

これまでの治水対策につきましては、過去の降雨、潮位などのデータ、そして発生確率に基づいて計画を策定し、対策が講じられてきたところでございます。しかし、近年、これまでに経験したことがない施設能力を超える洪水によって甚大な浸水被害が頻発しているところでございます。今後は、気候変動による降雨量の増加や潮位の上昇などを考慮した新たな治水対策が必要でございます。

先ほど議員から御紹介がございましたけれども、この降雨量の増加については、具体的には平均気温の上昇を2度抑えるというパリ協定のシナリオにおいても、降雨量は約1.1倍になると予測されているところでございます。

このため、従来の河川などの各管理者が主体となって行う堤防、ダムなど、河川区域内におけるハード中心の対策に加え、区域外も含めた流域全体について、あらゆる関係者が協働して水災害対策に取り組む流域治水に転換を図ることとしております。

流域治水の考え方といたしましては、大きく三つの対策が国土交通省から示されているところでございます。

まず、一つ目につきましては、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策でございます。河川やダム整備、堤防強化、河床掘削などの従来のハード対策に加えて、洪水時に一時的に流域内で雨水を貯留できるよう、田んぼ等を活用した流出抑制対策や既存ダムの事前放流などを推進することとしております。

二つ目は、被害対象を減少させる対策でございます。災害が発生した場合でも、人的被害や経済的ダメージを最小化させるため、ハザードマップなどを活用し、リスクのより低いエリアへの誘導、住まい方の工夫を推進することとしております。

三つ目は、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策でございます。氾濫が発生し、一定の被害が不可避となった場合におきましても、迅速な避難によって人命を守るなど、被害を最小限に食い止めるため、洪水浸水想定区域図などの土地のリスク情報の充実、避難体制の強化、あるいは、国土交通省で組織しておりますTEC-FORCEの強化などを推進することとしております。

こうした考え方に基きまして、各流域において様々な関係者から構成される流域治水協議会を設立し、一級河川につきましては、令和2年度末までに、流域治水プロジェクトを策定することとしております。

三重県内におきましては、一級水系の7水系につきまして、8月に協議会を設置したところでございます。また、二級水系につきましても、一級水系に引き続いて、流域治水プロジェクトを策定していく予定でございます。

なお、流域治水の一つでございます県内の利水ダムを含めた事前放流につきましては、今年5月に一級水系の7水系、そして、8月末に二級水系の2水系において協定を締結しております。残る4水系についても、今年度中に締結したいと考えているところでございます。

なお、先日の台風14号におきましても、県内の四つのダムで事前放流を実

施したところでございます。

県といたしましては、流域治水の実現に向けて、様々な関係者と連携して、プロジェクトの具体化を今後進めてまいりたいと考えております。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） 先ほど流域治水協議会を設立ということがありましたけれども、この関係者なんです、これまでは、市町とか、県とかだったと思うんですけども、その他に、例えば田んぼダムというか、田んぼへも水をためるとかという話もありましたので、関係者はどういう方なのか、それだけちょっとお聞かせください。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 流域治水協議会のメンバーでございます。

先ほど答弁の中で、8月に流域治水協議会が設立されたというふうにお答え申し上げたところでございます。まずは、第1回目キックオフということで、国、県、市町の河川だとか下水道、都市、住宅、防災、福祉の部局が入って流域治水協議会を立ち上げたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今後は、もう少し対象を広げながら議論を重ねていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

具体的には、例えば事前放流にしても利水者である電力会社の方、あるいは農林水産業の方もいらっしゃいますので、そうした方々とどのような形でこの流域治水協議会を連携して進めていくのかといったことについては、まずは一級水系ということで、国土交通省中部地方整備局で今検討しているというふうに聞いておりますので、本日の御指摘も踏まえて、そういった多様な方々、あらゆる関係者と言っておりますので、数多くの方々が意見をもち寄って流域治水協議会が運営できるように、私のほうからも申入れしていきたいというふうに考えております。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） その辺りをよろしく願いますということで、次の県

立大学についての質問をしたいと思うんですけども、時間もありませんので、私の思いだけを伝えさせていただきたいと思います。

先ほど部長や知事から、若者の定着のためにということでありましたけれども、私は以前から同じように考えておりました、これまで団塊の世代の方を中心に、都会への能力や労働力の供給源になってしまっている、その原因は、大学とか高校とかに進学するために出ていってしまって、そのまま帰ってこないというのが主なことだというふうに考えています。

そこで、知事も、広くそういう方たちにも地元でとどまってもらうためにというようなことがありましたので、その辺りのところをぜひお願いしたいと思っています。

私の自民党の控室で、先輩の議員方が、私たちが高校へ通うときには、伊勢市へ下宿しなくては伊勢市の高校まで通えなかった。そのために、伊勢市の高校へ行くにも、経済的な面で豊かな方でないと、なかなかそこまで行けなかったというふうなことも言うておられました。

そして、私は子どもに教育というか、子どもがちょっとできなかったもんで大きな声で怒っていたら、父親が、おーい、保夫よ、教育という字を分解してみても考えてみてくれと。土の子が、出来たての、生まれたての何にも分からん土の子が文を、文を覚えるには、月が滅びるまで時間がかかるんや、そのように言われました。

ですから、時間のかかることを、100人でも10人でも皆さんに広めていただいて、何とか地元三重に残っていただきたいというふうに思っていますので、その辺りのところをまた前向きに検討をお願いしたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。（拍手）

**○副議長（服部富男）** 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。



## 休 会

○副議長（服部富男） お諮りいたします。明17日及び18日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部富男） 御異議なしと認め、明17日及び18日は休会とすることに決定いたしました。

10月19日は定刻より、本会議を開きます。

## 散 会

○副議長（服部富男） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時1分散会